

**2020年度地域保健総合推進事業
「保健所における喫煙対策の現状と課題
～改正健康増進法への対応～」
報告書**

2021年3月

日本公衆衛生協会

**分担事業者 加治正行
(静岡市保健所 所長)**

目次

I. はじめに.....	1
II. 要約.....	2
III. 集計結果.....	4
1. 回答保健所の基本属性.....	4
(1) 回答保健所の所在都道府県.....	4
(2) 回答保健所の設置主体.....	4
2. 回答保健所長の喫煙歴.....	5
3. 保健所の施設状況及び喫煙環境.....	6
(1) 保健所の施設状況.....	6
(2) 保健所の喫煙環境.....	7
(3) 保健所敷地外の喫煙対策.....	8
(4) 特定屋外喫煙場所の箇所数と設置場所.....	9
4. 保健所で実施した喫煙対策関連事業.....	10
(1) 学校での喫煙防止対策.....	10
(2) 受動喫煙対策の状況把握（調査、確認等）.....	11
(3) 受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）.....	12
(4) 禁煙サポートの推進.....	13
(5) 保健所内の喫煙対策及び職員の喫煙率.....	14
(6) 禁煙推進を目的とした啓発等の実施.....	16
5. 飲食店等の受動喫煙対策義務化への対応.....	17
(1) 飲食店に対する受動喫煙対策義務化に関する説明.....	17
(2) 飲食店に対する業務の担当部門.....	18
(3) 改正健康増進法に係る届け出等への対応件数.....	21
(4) 改正健康増進法の技術的基準適合を確認するための測定機器.....	22
(5) 喫煙専用室等における技術的基準の適合確認.....	24
(6) 厚生労働省ホームページにおける技術的基準に関する確認方法の閲覧.....	26
(7) 食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店数.....	27
(8) 第二種施設（飲食店以外）に対する業務の担当部門.....	29
(9) 受動喫煙対策のための増員.....	30
6. 特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認....	32
7. 飲食店・喫茶店の法令順守状況確認.....	33

8. 受動喫煙対策を担当することへの意見	34
9. 新型コロナウイルス対応による影響	35
IV. 自由記載のまとめ	36
V. アンケート調査票	49

I. はじめに

改正健康増進法の施行によって、2019年7月1日から学校や医療機関、行政機関などの第一種施設で原則敷地内禁煙が義務化され、2020年4月1からは飲食店など第二種施設での受動喫煙対策が義務化された。

各施設での受動喫煙対策に必要な指導、助言等の業務は主として保健所が担当することとなるため、全国の保健所における対策の現状と改正法施行に向けた取り組み等について2019年7月にアンケート調査を実施して状況の把握に努め、調査結果について全国の保健所へ情報提供した。

そして今回、改正法全面施行後の取り組みの現状と課題等を明らかにするために再度アンケート調査を実施した。本調査結果が皆様方のご参考になれば幸甚である。

末筆ながら、調査にご協力くださいました保健所の所長をはじめ職員の皆様方、また円滑な調査実施のためにご尽力くださいました日本公衆衛生協会事務局の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

Ⅱ. 要約

[目的]

改正健康増進法に基づいて保健所が実施する受動喫煙防止事業の 2020 年 7 月時点での実施状況等を明らかにし、2019 年度の状況と比較するとともに課題を探る。

[方法]

全国 469 カ所の保健所に対し、2020 年 7 月に電子メールにより調査票を送信し、回答を求めた。回答保健所数は 256 カ所(回答率 54.6%)であった。

比較データは、下記の報告書のものを用いた。

「2019 年度地域保健総合推進事業『保健所における喫煙対策の現状と課題 ー改正健康増進法への対応ー』 分担事業者 加治正行 2020 年 3 月」

[結果]

- ① 保健所の喫煙環境については、保健所が立地する敷地内が完全禁煙となっている(特定屋外喫煙場所が設置されていない)施設の割合は 69.5% (178/256 カ所)で、昨年度の 67.7% (222/328 カ所) とほとんど変化がなかった。
- ② 受動喫煙対策の状況把握については、2019 年度に一度でも管内の医療機関での状況把握をしたと答えた保健所の割合は 57.8% (148/256 カ所)で、2018 年度の 30.2% (99/328 カ所) よりも増加した。また、医療機関以外の第一種施設に対しても実施した割合が 42.2% (108/256 カ所) で、同様に 2018 年度の 22.6% (74/328 カ所) よりも増加した。
- ③ 啓発、講演、指導等の受動喫煙対策については、2019 年度に一度でも管内の飲食店に対して実施したと答えた保健所の割合は 91.4% (234/256 カ所)で、2018 年度の 43.3% (142/328 カ所) よりも大幅に増加した。
- ④ 飲食店に対する指導・助言、勧告、命令、立ち入り検査等の担当部門について複数回答で尋ねたところ、最も多かったのは「保健部門」の 68.0%、次いで「企画・総務部門」の 19.5%であった。政令指定都市の保健所では、「当保健所では実施していない」割合が 57.1% (8 カ所/14 カ所)であった。
- ⑤ 飲食店内の喫煙可能室設置に関する届け出受理について同様に尋ねたところ、最も多かったのは「保健部門」の 65.6%、次いで「企画・総務部門」の 17.2%であった。政令指定都市の保健所では、「当保健所では実施していない」割合が 50.0% (7 カ所/14 カ所)であった。
- ⑥ 市民などからの飲食店等の法令順守状況に関する苦情・通報受付窓口について同様に尋ねたところ、最も多かったのは「保健部門」の 68.0%、次いで「企画・総務部門」の 18.0%であった。政令指定都市の保健所では、「当保健所では実施していな

い」割合が 57.1% (8 カ所/14 カ所)であった。

- ⑦ 飲食店・喫茶店の法令順守状況確認方法（複数回答）については、2019 年度は「未定」が 56.7%と最も多かったが、2020 年度は「市民等から苦情・相談があった店舗に立ち入り検査に行く」が 79.3%と最も多かった。
- ⑧ 営業許可を受けている飲食店のうち喫煙可能室設置を届け出た飲食店の割合は、0～24.8%と幅広く分布しており、「5.0%未満」という保健所が 44.1%を占めて最多であったが、「20.0%以上」という保健所が 4.3%あった。
- ⑨ 受動喫煙対策のための増員については、「既に増員した」が 27.0%、「増員する計画がある」が 2.0%、「増員の予定はない」が 57.8%であった。
- ⑩ 改正健康増進法の全面施行に関連して予定されていた事業等の中で、新型コロナウイルス対応のために中止あるいは縮小された事業等が「ある」と答えた保健所は 48.8% (125 カ所/256 カ所)であった。

【結論】

2019 年度に一度でも管内の医療機関での受動喫煙対策の状況把握をしたと答えた保健所は 2018 年度よりも増加した。また、医療機関以外の第一種施設に対しても 2018 年度よりも増加した。2019 年度に一度でも管内の飲食店に対して受動喫煙防止のための啓発・講演・指導等を実施したと答えた保健所も 2018 年度より増加した。

改正健康増進法に基づく業務量増加への対応として、職員が増員された保健所は全体の 30%以下であった。新型コロナウイルス流行の影響を受けて、予定されていた事業等を中止あるいは縮小せざるを得なかった保健所が全体の半数にのぼった。

同改正法の円滑な施行のために、全国の保健所間での効率的な取り組み方の実例を含めた受動喫煙対策の情報共有が必要と思われる。さらに、全国の保健所における対策の現状と取り組み状況を来年度以降も引き続き調査していくことが重要と考える。

Ⅲ. 集計結果

1. 回答保健所の基本属性

問1 保健所について教えてください。

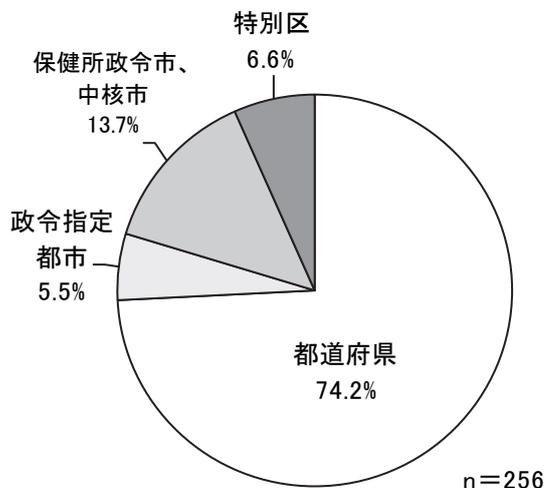
(1) 回答保健所の所在都道府県

【所在都道府県】

都道府県	回答数	都道府県	回答数	都道府県	回答数	都道府県	回答数
北海道	13	東京都	21	滋賀県	6	香川県	2
青森県	5	神奈川県	5	京都府	6	愛媛県	4
岩手県	7	新潟県	6	大阪府	11	高知県	4
宮城県	2	富山県	4	兵庫県	10	福岡県	8
秋田県	6	石川県	3	奈良県	4	佐賀県	5
山形県	3	福井県	1	和歌山県	5	長崎県	5
福島県	6	山梨県	2	鳥取県	3	熊本県	6
茨城県	6	長野県	6	島根県	3	大分県	6
栃木県	3	岐阜県	5	岡山県	1	宮崎県	4
群馬県	4	静岡県	5	広島県	5	鹿児島県	2
埼玉県	7	愛知県	14	山口県	5	沖縄県	3
千葉県	4	三重県	5	徳島県	5	全体	256

(2) 回答保健所の設置主体

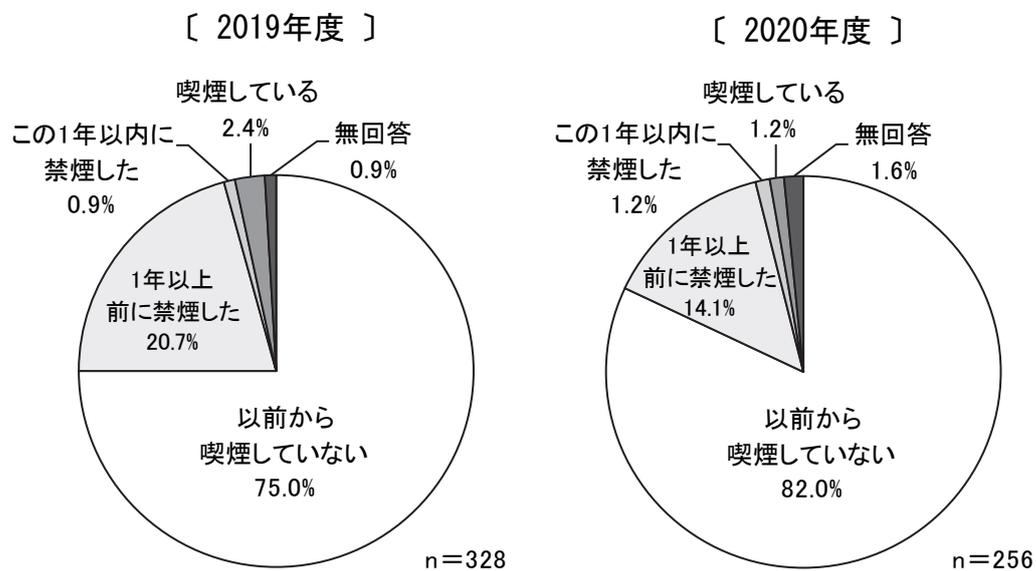
【設置主体】



2. 回答保健所長の喫煙歴

問2 保健所長についてお教えてください。

【喫煙歴】（単数回答）

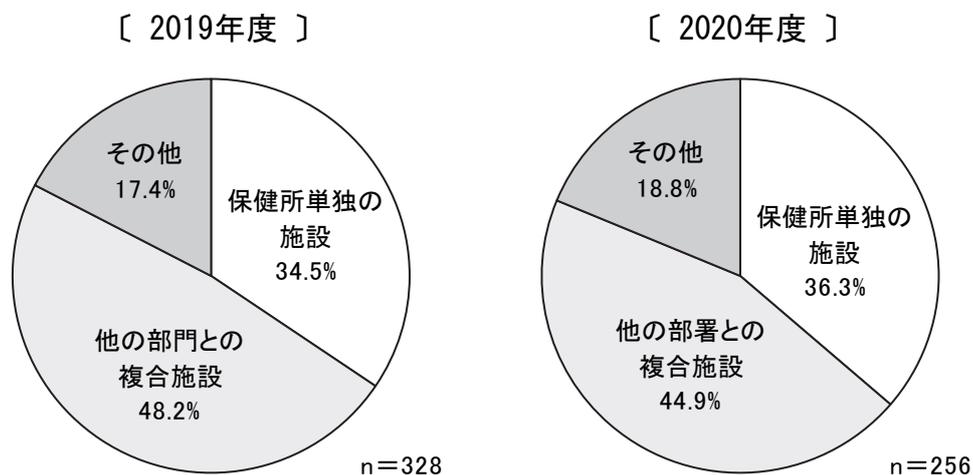


3. 保健所の施設状況及び喫煙環境

(1) 保健所の施設状況

問3 貴保健所の施設の状況を教えてください。

【保健所の施設状況】(単数回答)



		合計	保健所単独の施設	他の部署との複合施設	その他
全体		256 100.0	93 36.3	115 44.9	48 18.8
設置主体別	都道府県	190 100.0	81 42.6	88 46.3	21 11.1
	政令指定都市	14 100.0	0 0.0	7 50.0	7 50.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	9 25.7	13 37.1	13 37.1
	特別区	17 100.0	3 17.6	7 41.2	7 41.2

※上段:実数 下段:%

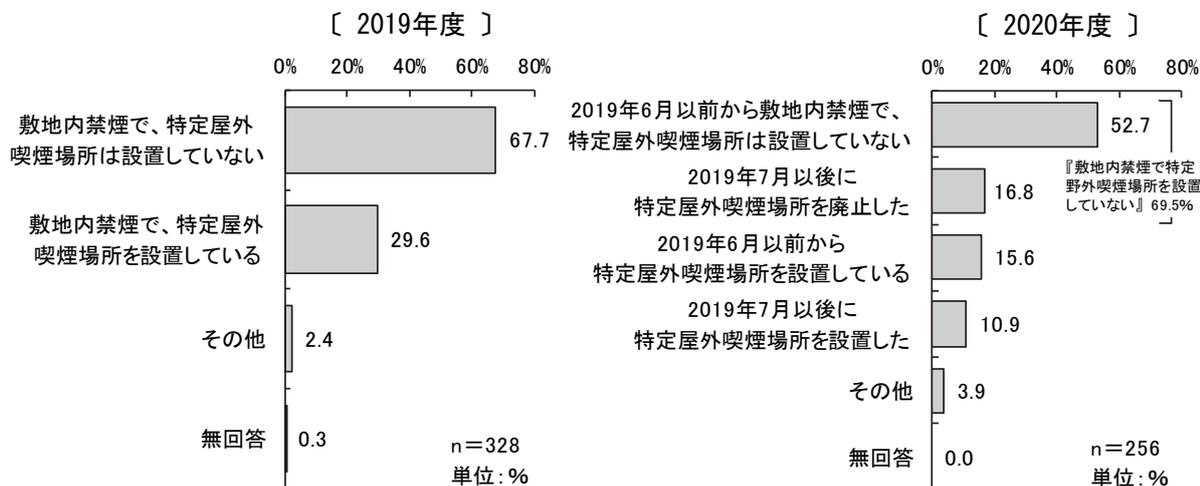
(2) 保健所の喫煙環境

問 4-1 貴保健所の喫煙環境を教えてください（他の部署との複合施設も含む）。

「敷地内禁煙で特定屋外喫煙場所を設置していない」保健所の割合は、今年度は69.5%で、昨年度（67.7%）とはほぼ同様であったが、保健所の施設状況別に集計すると、単独施設の場合は93.5%（昨年度は93.8%）、複合施設の場合は57.4%（昨年度は50.0%）と、複合施設でやや増加した。

「2019年7月以後に特定屋外喫煙場所を設置した」と回答した全28保健所に「新たに設置した理由」を問い合わせたところ、15保健所から回答があり、「それ以前にはなかった屋外喫煙場所を新たに設置した」保健所は2カ所のみで、他の13保健所は「以前は複数（あるいは1カ所）あった屋外喫煙場所の数を減らして（あるいは場所を適切なところへ移動して）設置しなおした」とのことであった。この多数派の回答は、設問の選択肢「2019年6月以前から設置している」にも該当すると考えられることから、設問の設定について改善が必要と思われる。

【喫煙環境】（単数回答）



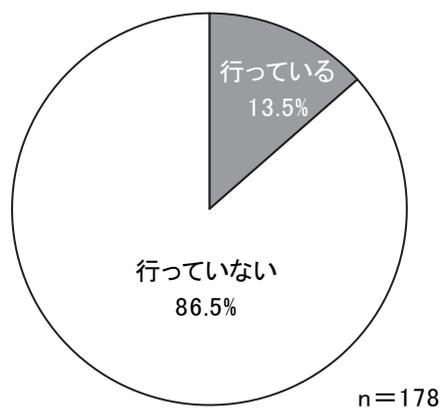
	合計	2019年6月以前から敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない	2019年7月以後に特定屋外喫煙場所を廃止した	2019年6月以前から特定屋外喫煙場所を設置している	2019年7月以後に特定屋外喫煙場所を設置した	その他	無回答	
		敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない	敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している	敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない	敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している	敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない	敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置している	
全体	256 100.0	135 52.7	43 16.8	40 15.6	28 10.9	10 3.9	0 0.0	
設置主体別	都道府県	190 100.0	94 49.5	34 17.9	35 18.4	23 12.1	4 2.1	0 0.0
	政令指定都市	14 100.0	10 71.4	0 0.0	1 7.1	2 14.3	1 7.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	23 65.7	5 14.3	2 5.7	1 2.9	4 11.4	0 0.0
	特別区	17 100.0	8 47.1	4 23.5	2 11.8	2 11.8	1 5.9	0 0.0

※上段:実数 下段: %

(3) 保健所敷地外の喫煙対策

問 4-2 問 4-1 の回答が 1 または 2 の場合、保健所職員等が保健所の敷地外で喫煙して周辺住民から苦情が出ることが考えられます。そのような状況に対して、保健所の敷地外周辺の喫煙対策を行っていますか。

【保健所敷地外の喫煙対策】（単数回答）

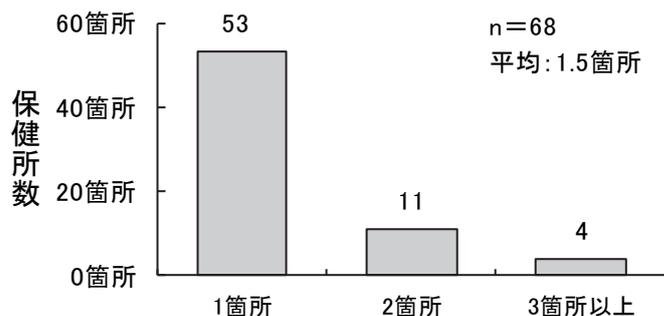


(4) 特定屋外喫煙場所の箇所数と設置場所

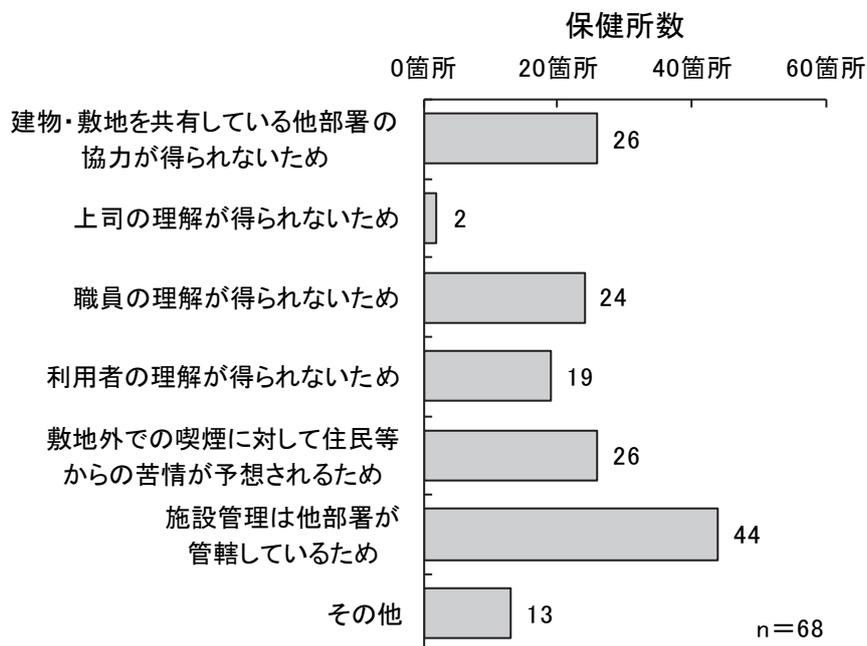
問 4-3 問 4-1 の回答が 3 または 4 の場合、

- 1 箇所数と設置場所をお教えてください。
- 2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかった要因と貴職が考える事項に○をしてください。(複数回答可)

【特定屋外喫煙場所の箇所数】



【特定屋外喫煙場所を残した要因】(複数回答)



※問 4-3 は回答の記載があった保健所(68 箇所)について実数で表示している

4. 保健所で実施した喫煙対策関連事業

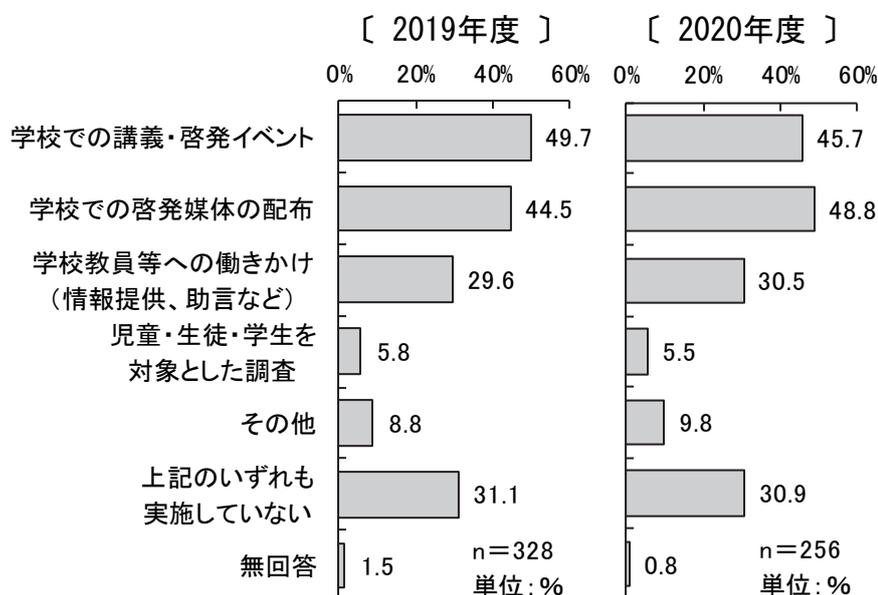
問 5-1 貴保健所において、2019 年度に一度でも実施したことがある（継続実施中のものを含む）喫煙対策関連事業がありましたら、該当するものに○をしてください。

（複数回答可）

（1）学校での喫煙防止対策

「学校での啓発媒体の配布」が最も多く 48.8%であった（前年度は 44.5%）。「その他」の自由記載においても学校への喫煙防止教材・啓発媒体の貸し出しが 4 件、啓発媒体の配布に準ずるとされるものが 3 件あった。次に「学校での講義・啓発イベント」が 45.7%（前年度は 49.7%）と続いた。「その他」の自由記載においても学校での講義・啓発イベントに準ずるとされるものが 3 件あった。

【学校での喫煙防止対策】（複数回答）



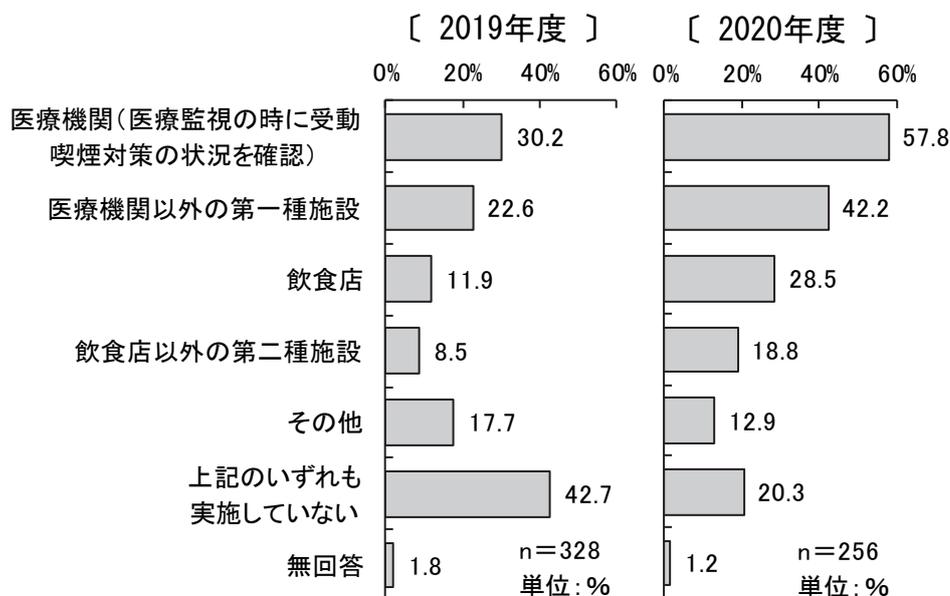
	合計	学校での講義・啓発イベント	学校での啓発媒体の配布	学校教員等への働きかけ (情報提供、助言など)	児童・生徒・学生を対象とした調査	その他	上記のいずれも実施していない	無回答	
全体	256 100.0	117 45.7	125 48.8	78 30.5	14 5.5	25 9.8	79 30.9	2 0.8	
設置主体別	都道府県	190 100.0	90 47.4	84 44.2	56 29.5	10 5.3	17 8.9	65 34.2	2 1.1
	政令指定都市	14 100.0	6 42.9	8 57.1	2 14.3	1 7.1	4 28.6	4 28.6	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	18 51.4	26 74.3	16 45.7	3 8.6	2 5.7	5 14.3	0 0.0
	特別区	17 100.0	3 17.6	7 41.2	4 23.5	0 0.0	2 11.8	5 29.4	0 0.0

※上段：実数 下段：%

(2) 受動喫煙対策の状況把握（調査、確認等）

「医療機関」が57.8%と前年度（30.2%）と比較して倍近くに増えていた。「医療機関以外の第一種施設」も42.2%と大幅に増えている。「その他」の自由記載においては、行政関係施設、公共施設が13件で最も多かった。「いずれも実施していない」は20.3%と前年度（42.7%）の半分以下になっている。

【受動喫煙対策の状況把握(調査、確認等)】(複数回答)



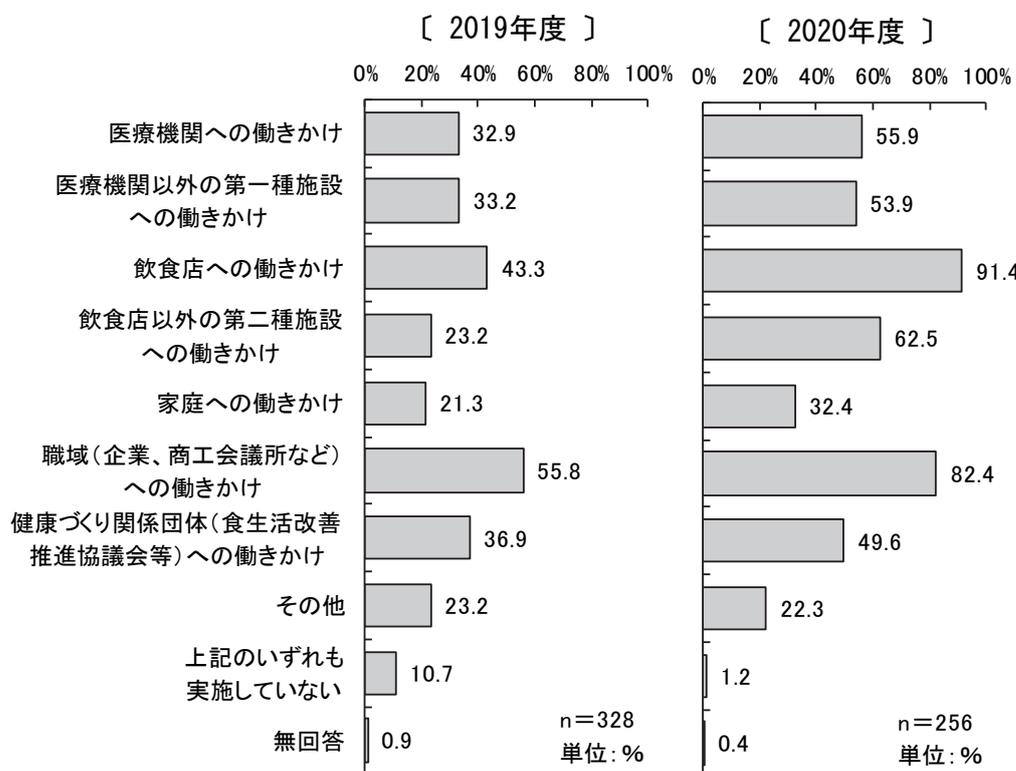
		合計	医療機関(医療監視の時に受動喫煙対策の状況を確認)	医療機関以外の第一種施設	飲食店	飲食店以外の第二種施設	その他	上記のいずれも実施していない	無回答
全体		256 100.0	148 57.8	108 42.2	73 28.5	48 18.8	33 12.9	52 20.3	3 1.2
設置主体別	都道府県	190 100.0	120 63.2	82 43.2	52 27.4	37 19.5	17 8.9	38 20.0	3 1.6
	政令指定都市	14 100.0	5 35.7	3 21.4	2 14.3	2 14.3	5 35.7	5 35.7	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	20 57.1	17 48.6	11 31.4	6 17.1	8 22.9	6 17.1	0 0.0
	特別区	17 100.0	3 17.6	6 35.3	8 47.1	3 17.6	3 17.6	3 17.6	0 0.0

※上段:実数 下段:%

(3) 受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）

「飲食店への働きかけ」が91.4%と最も多く、前年度（43.3%）の倍以上になっていた。次に「職域への働きかけ」が82.4%で大幅に増えていた。「その他」の自由記載においては、住民、希望のあった団体等への講演会・説明会等が20件で最も多かった。「いずれも実施していない」は1.2%に減少している。

【受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）】（複数回答）



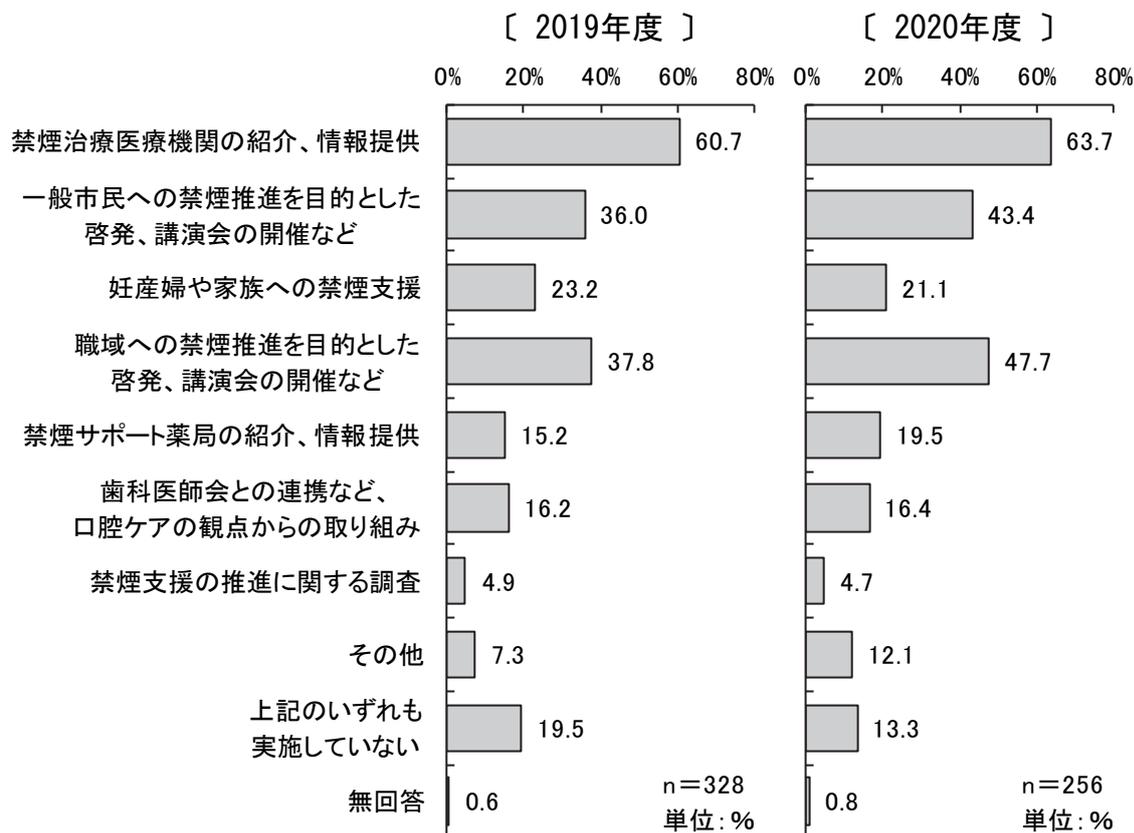
	合計	医療機関への働きかけ	医療機関以外の第一種施設への働きかけ	飲食店への働きかけ	飲食店以外の第二種施設への働きかけ	家庭への働きかけ	職域(企業、商工会議所など)への働きかけ	健康づくり関係団体(食生活改善推進協議会等)への働きかけ	その他	上記のいずれも実施していない	無回答	
全体	256 100.0	143 55.9	138 53.9	234 91.4	160 62.5	83 32.4	211 82.4	127 49.6	57 22.3	3 1.2	1 0.4	
設置主体別	都道府県	190 100.0	103 54.2	94 49.5	172 90.5	116 61.1	45 23.7	160 84.2	100 52.6	39 20.5	2 1.1	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	9 64.3	8 57.1	11 78.6	9 64.3	8 57.1	10 71.4	7 50.0	4 28.6	1 7.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	26 74.3	30 85.7	34 97.1	26 74.3	20 57.1	30 85.7	16 45.7	10 28.6	0 0.0	0 0.0
	特別区	17 100.0	5 29.4	6 35.3	17 100.0	9 52.9	10 58.8	11 64.7	4 23.5	4 23.5	0 0.0	0 0.0

※上段:実数 下段: %

(4) 禁煙サポートの推進

「禁煙治療医療機関の紹介、情報提供」が63.7%と前年度(60.7%)より少し増えている。「職域への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など」も47.7%と増加している。「その他」の自由記載においては、禁煙外来治療費の補助等が9件で最も多かった。「いずれも実施していない」は13.3%に減少している。

【禁煙サポートの推進】(複数回答)



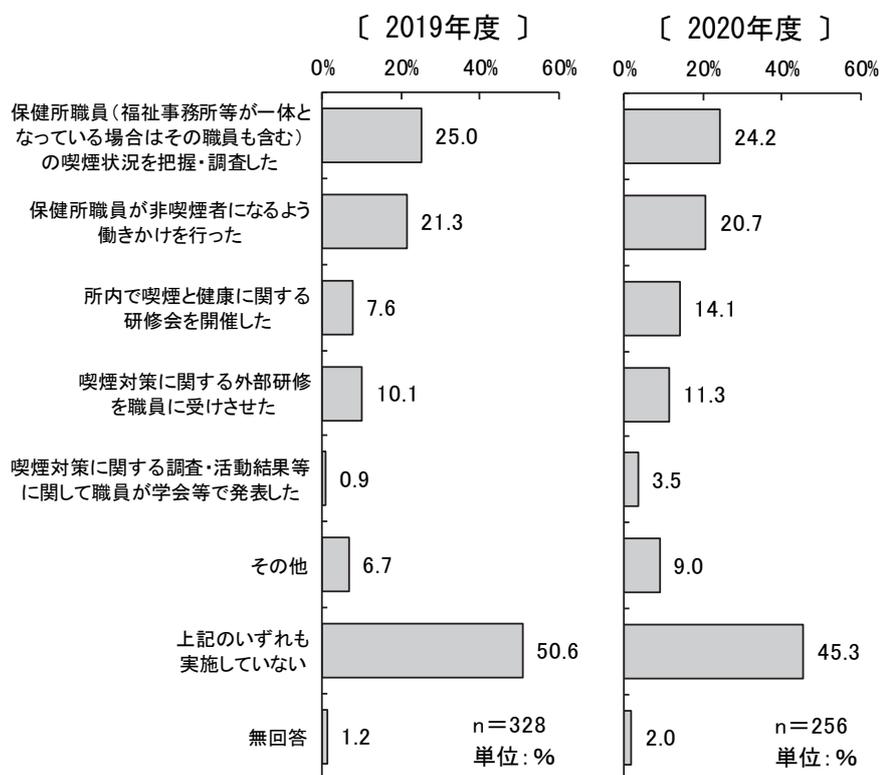
	合計	禁煙治療医療機関の紹介、情報提供	一般市民への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など	妊産婦や家族への禁煙支援	職域への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など	禁煙サポート薬局の紹介、情報提供	歯科医師会との連携など、口腔ケアの観点からの取り組み	禁煙支援の推進に関する調査	その他	上記のいずれも実施していない	無回答	
全体	256 100.0	163 63.7	111 43.4	54 21.1	122 47.7	50 19.5	42 16.4	12 4.7	31 12.1	34 13.3	2 0.8	
設置主体別	都道府県	190 100.0	109 57.4	69 36.3	17 8.9	104 54.7	30 15.8	25 13.2	6 3.2	14 7.4	30 15.8	2 1.1
	政令指定都市	14 100.0	11 78.6	9 64.3	8 57.1	4 28.6	5 35.7	3 21.4	2 14.3	3 21.4	0 0.0	
	中核市・保健所政令市	35 100.0	26 74.3	24 68.6	20 57.1	11 31.4	11 31.4	10 28.6	4 11.4	7 20.0	1 2.9	0 0.0
	特別区	17 100.0	17 100.0	9 52.9	9 52.9	3 17.6	4 23.5	4 23.5	0 0.0	7 41.2	0 0.0	0 0.0

※上段:実数 下段:%

(5) 保健所内の喫煙対策及び職員の喫煙率

「保健所職員の喫煙状況の把握・調査」は24.2%と前年度(25.0%)とほとんど変わっていない。「研修会の開催」は14.1%と増加している。「その他」の自由記載においては、衛生委員会での情報提供やサポートが5件、施設内禁煙の推進が4件となっている。「いずれも実施していない」は45.3%とやや減少している。

【保健所内の喫煙対策】(複数回答)

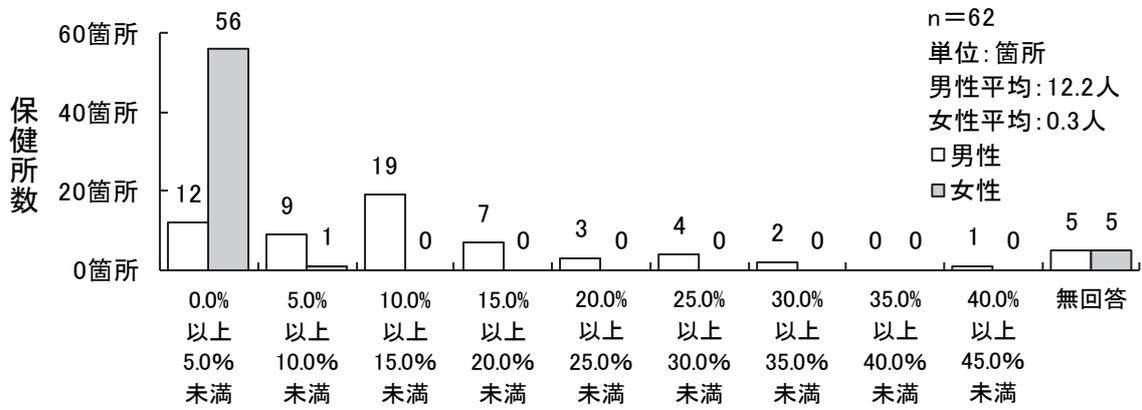


設置主体別		合計	保健所職員(福祉事務所等が一体となっている場合はその職員も含む)の喫煙状況を把握・調査した	保健所職員が非喫煙者になるよう働きかけを行った	所内で喫煙と健康に関する研修会を開催した	喫煙対策に関する外部研修を職員に受けさせた	活動結果等に関して職員が学会等で発表した	その他	上記のいずれも実施していない	無回答
			256	62	53	36	29	9	23	116
全体		100.0	24.2	20.7	14.1	11.3	3.5	9.0	45.3	2.0
設置主体別	都道府県	190	58	43	28	22	7	15	78	4
		100.0	30.5	22.6	14.7	11.6	3.7	7.9	41.1	2.1
	政令指定都市	14	2	3	1	1	0	2	7	1
		100.0	14.3	21.4	7.1	7.1	0.0	14.3	50.0	7.1
設置主体別	中核市・保健所政令市	35	2	7	7	5	2	3	18	0
		100.0	5.7	20.0	20.0	14.3	5.7	8.6	51.4	0.0
設置主体別	特別区	17	0	0	0	1	0	3	13	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	17.6	76.5	0.0

※上段:実数 下段:%

職員の喫煙率は減少がみられる。

【職員の喫煙率】



※職員の喫煙率は回答の記載があった保健所(62箇所)について実数で表示している

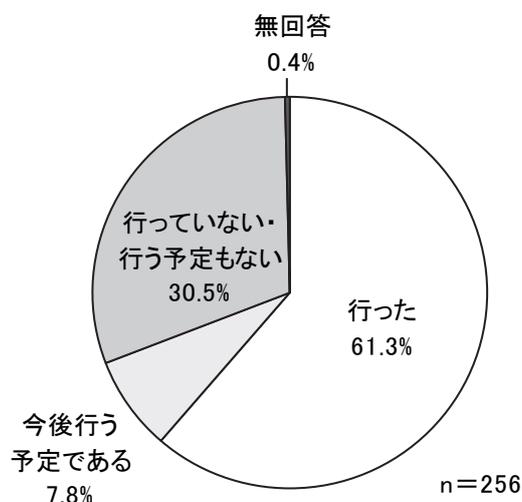
(6) 禁煙推進を目的とした啓発等の実施

問 5-2 貴保健所において改正健康増進法（受動喫煙対策）に関する周知を行う中で、禁煙推進を目的とした啓発等を併せて実施されましたか。

問 5-2 で 1 あるいは 2 と回答した場合、対象者と具体的内容

禁煙推進を目的とした啓発等の実施を「行った」は 61.3%であった。また、「今後行う予定である」は 7.8%となっている。啓発の対象者は一般住民(県民、市民等)が 71 件で最も多く、飲食店、食品衛生協会等が 30 件であった。具体的内容は喫煙・受動喫煙の健康影響等についての情報提供が 43 件で最も多く、禁煙外来・禁煙治療に関する情報提供は 26 件であった。

【禁煙推進を目的とした啓発等の実施】（単数回答）



		合計	行った	今後行う予定である	行ってない・ 行う予定もない	無回答
全体		256 100.0	157 61.3	20 7.8	78 30.5	1 0.4
設置 主体 別	都道府県	190 100.0	120 63.2	13 6.8	56 29.5	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	7 50.0	2 14.3	5 35.7	0 0.0
	中核市・保健 所政令市	35 100.0	20 57.1	4 11.4	11 31.4	0 0.0
	特別区	17 100.0	10 58.8	1 5.9	6 35.3	0 0.0

※上段:実数 下段:%

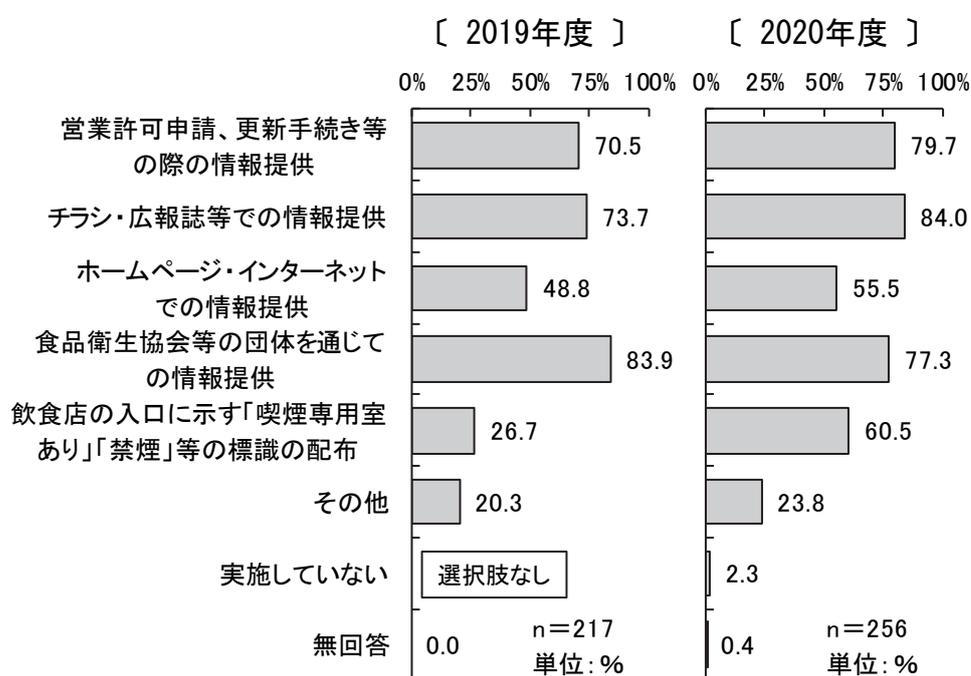
5. 飲食店等の受動喫煙対策義務化への対応

(1) 飲食店に対する受動喫煙対策義務化に関する説明

問 6-1 改正健康増進法によって、2020年4月1日から飲食店での受動喫煙対策が義務化されましたが、本法律施行に関連しての保健所から飲食店への説明等についてはどのようにされていますか。(複数回答可)

「チラシ・広報誌等での情報提供」、「営業許可申請、更新手続き等の際の情報提供」、「食品衛生協会等の団体を通じての情報提供」が多く、昨年度、今年度ともに7割以上の保健所で実施されている。「飲食店の入口に示す「喫煙専用室あり」「禁煙」等の標識の配布」を行った保健所の割合は、昨年度は26.7%であったものが今年度には60.5%に増加した。

【飲食店の受動喫煙対策義務化に関する説明】(複数回答)



	合計	営業許可申請、更新手続き等の際の情報提供	チラシ・広報誌等での情報提供	ホームページ・インターネットでの情報提供	食品衛生協会等の団体を通じての情報提供	飲食店の入口に示す「喫煙専用室あり」「禁煙」等の標識の配布	その他	実施していない	無回答
		79.7	84.0	55.5	77.3	60.5	23.8	2.3	0.4
全体	256	204	215	142	198	155	61	6	1
設置主体別	都道府県	190	154	152	82	154	108	36	2
	政令指定都市	14	9	11	9	8	6	6	4
	中核市・保健所政令市	35	29	35	34	25	26	13	0
	特別区	17	12	17	17	11	15	6	0

※上段:実数 下段:%

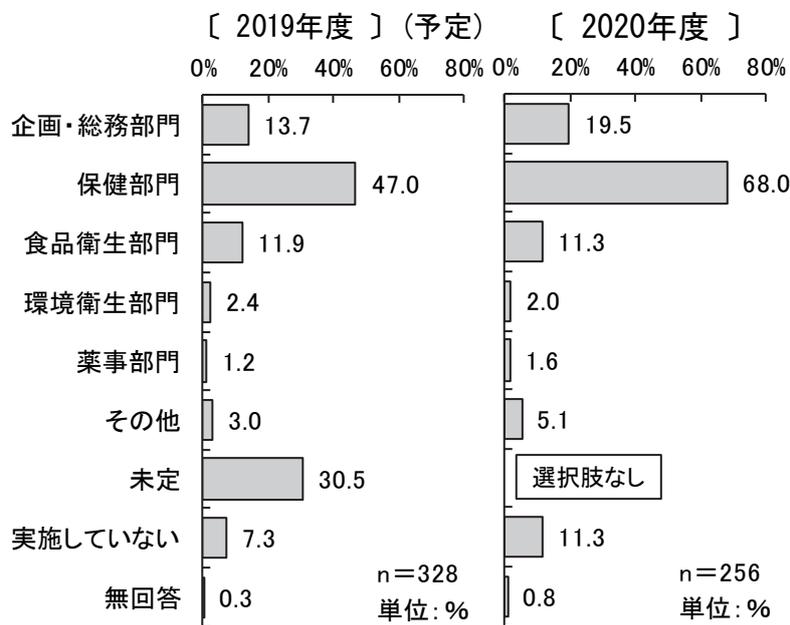
(2) 飲食店に対する業務の担当部門

問 6-2 貴保健所では、2020 年 4 月 1 日施行の飲食店に対する以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をつけてください。

① 指導及び助言・勧告、命令、立入検査等

「保健部門」が 68.0%と最も多く、次いで「企画・総務部門」、「食品衛生部門」の順であった。「食品衛生部門」と回答があった割合については、問 6-2 ②（届出受理）で 4.3%、問 6-2 ③（苦情・通報の受付窓口）で 5.9%であり、指導及び助言・勧告、命令、立入検査等についての割合が高くなっている。「その他」の自由記載には、受動喫煙対策担当部門や一部外部委託等があった。

【指導及び助言・勧告、命令、立入検査等】（複数回答）



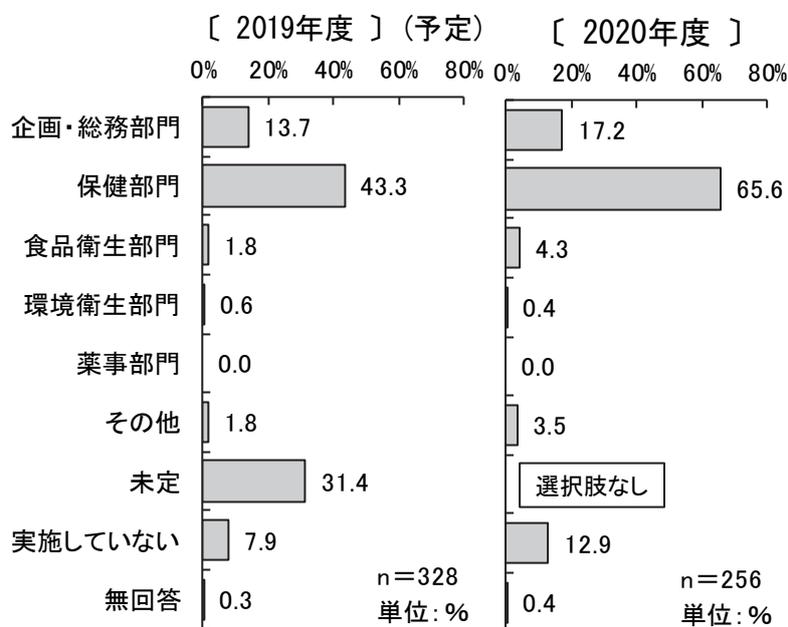
	合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他	実施していない	無回答	
全体	256 100.0	50 19.5	174 68.0	29 11.3	5 2.0	4 1.6	13 5.1	29 11.3	2 0.8	
設置主体別	都道府県	190 100.0	41 21.6	133 70.0	24 12.6	4 2.1	3 1.6	9 4.7	19 10.0	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	1 7.1	5 35.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 57.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	7 20.0	26 74.3	4 11.4	0 0.0	1 2.9	0 0.0	2 5.7	0 0.0
	特別区	17 100.0	1 5.9	10 58.8	1 5.9	1 5.9	0 0.0	4 23.5	0 0.0	1 5.9

※上段:実数 下段:%

② 喫煙可能室設置に関する届け出受理

「保健部門」が65.6%と最も多く、次いで「企画・総務部門」17.2%、「食品衛生部門」4.3%の順であった。「実施していない」の回答は政令指定都市の保健所に多く、実施部署の自由記載では本庁の「保健部門」に準ずる回答が25件あった。

【喫煙可能室設置に関する届け出受理】（複数回答）



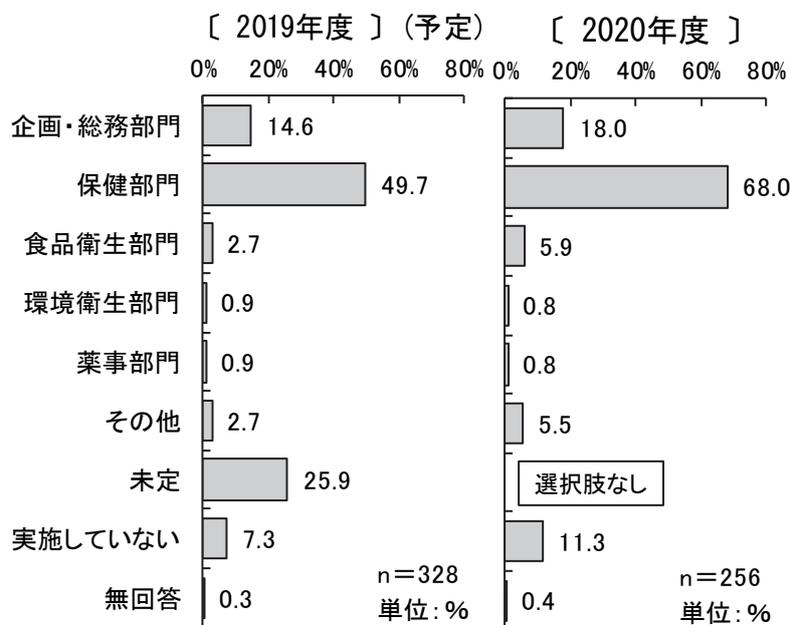
		合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他	実施していない	無回答
全体		256	44	168	11	1	0	9	33	1
		100.0	17.2	65.6	4.3	0.4	0.0	3.5	12.9	0.4
設置主体別	都道府県	190	36	128	8	0	0	1	24	1
		100.0	18.9	67.4	4.2	0.0	0.0	0.5	12.6	0.5
	政令指定都市	14	1	4	2	0	0	2	7	0
		100.0	7.1	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	50.0	0.0
	中核市・保健所政令市	35	6	26	1	0	0	0	2	0
	100.0	17.1	74.3	2.9	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	
特別区	17	1	10	0	1	0	6	0	0	
	100.0	5.9	58.8	0.0	5.9	0.0	35.3	0.0	0.0	

※上段:実数 下段:%

③ 市民などからの飲食店等の法令順守状況に関する苦情・通報の受付窓口

「保健部門」が68.0%と最も多く、次いで「企画・総務部門」、「食品衛生部門」の順であった。「その他」の自由記載には、受動喫煙対策担当部門や外部委託(コールセンターの設置)等があった。「実施していない」の回答は政令指定都市の保健所に多く、実施部署の自由記載では本庁の「保健部門」に準ずる回答が24件あった。

【市民などからの飲食店等の法令順守状況に関する苦情・通報の受付窓口】(複数回答)



		合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他	実施していない	無回答
全体		256 100.0	46 18.0	174 68.0	15 5.9	2 0.8	2 0.8	14 5.5	29 11.3	1 0.4
設置主体別	都道府県	190 100.0	38 20.0	134 70.5	11 5.8	1 0.5	2 1.1	8 4.2	19 10.0	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	1 7.1	4 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.1	8 57.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	6 17.1	26 74.3	4 11.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.7	0 0.0
	特別区	17 100.0	1 5.9	10 58.8	0 0.0	1 5.9	0 0.0	5 29.4	0 0.0	0 0.0

※上段:実数 下段:%

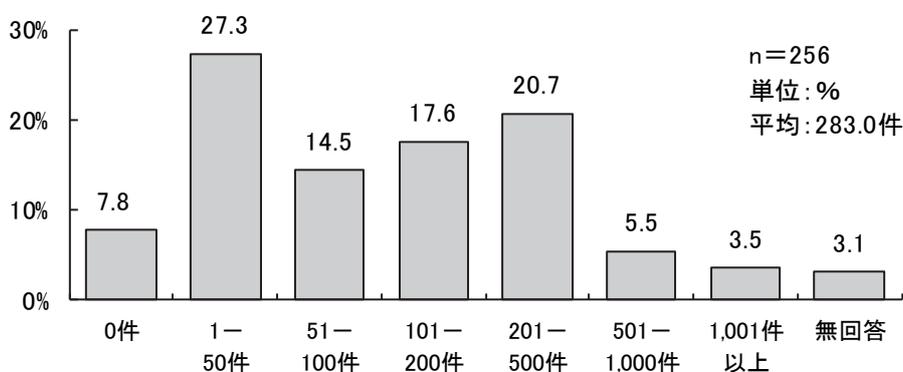
(3) 改正健康増進法に係る届け出等への対応件数

問 6-3 貴保健所管内において、改正健康増進法に係る以下の届け出や相談、現場確認等について、2020年6月末までに何件程度対応されましたか。

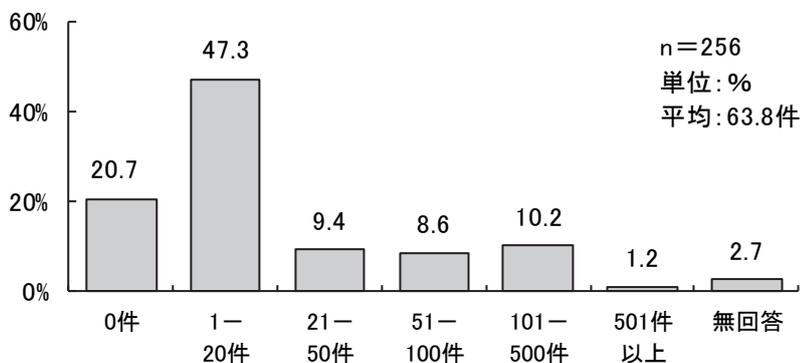
飲食店からの喫煙可能室設置の届け出件数は、1-50件と答えた保健所が全体の27.3%と最も多く、501件以上あったと答えた保健所は9.0%あった。市民等からの飲食店の法令順守状況に関する苦情・相談等が寄せられた件数は、1-20件あったと答えた保健所が全体の47.3%あり、101件以上あったと答えた保健所も全体の11.4%あった。喫煙専用室等が技術的基準に適合しているか否かを現場で一度でも確認したことがあると答えた保健所は、全体の27.3%に止まった。

【改正健康増進法に係る届け出等への対応件数】

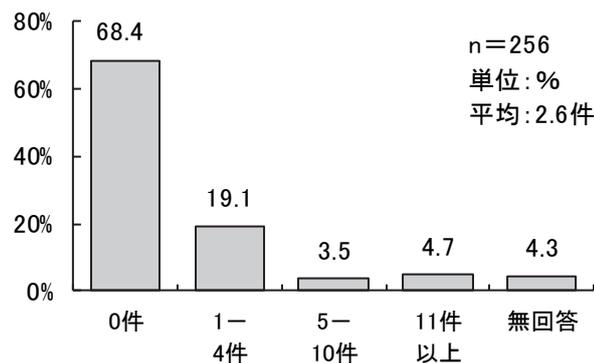
① 飲食店からの喫煙可能室設置に関する届け出



② 市民等からの飲食店の法令順守状況に関する苦情・相談等



③ 喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かについての現場での確認

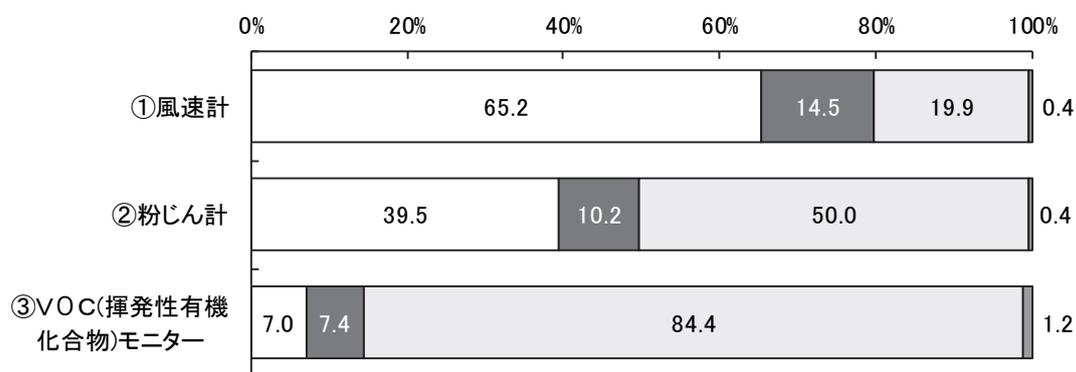


(4) 改正健康増進法の技術的基準適合を確認するための測定機器

問 6-4 喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かを確認するための測定機器に関してお尋ねします。貴保健所あるいは担当部署に以下の機器はありますか。

保健所および保健所外の担当部署における技術的基準適合を確認するための測定機器保有状況は、「風速計」が65.2%と最も高く、「粉じん計」が39.5%と、これに次ぎ、「VOC(揮発性有機化合物)モニター」が7.0%と、最も低かった。政令指定都市の保健所ではその他の保健所に比べて、どの測定機器とも、保有率が高かった。

【改正健康増進法の技術的基準適合を確認するための測定機器】(単数回答)



n=256
単位: %

□既に備えている(近隣施設や他部署との共有でも可) ■まだ備えていないが購入予定である □まだ備えておらず購入予定もない ■無回答

【① 風速計】

		合計	既に備えている(近隣施設や他部署との共有でも可)	まだ備えていないが購入予定である	まだ備えておらず購入予定もない	無回答
全体		256 100.0	167 65.2	37 14.5	51 19.9	1 0.4
設置主体別	都道府県	190 100.0	126 66.3	23 12.1	40 21.1	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	11 78.6	3 21.4	0 0.0	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	21 60.0	10 28.6	4 11.4	0 0.0
	特別区	17 100.0	9 52.9	1 5.9	7 41.2	0 0.0

※上段:実数 下段:%

【② 粉じん計】

		合計	既に備えている (近隣施設や他部署と の共有でも可)	まだ備えていないが 購入予定である	まだ備えておらず 購入予定もない	無回答
全体		256 100.0	101 39.5	26 10.2	128 50.0	1 0.4
設置主体別	都道府県	190 100.0	76 40.0	17 8.9	96 50.5	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	11 78.6	1 7.1	2 14.3	0 0.0
	中核市・保健 所政令市	35 100.0	10 28.6	8 22.9	17 48.6	0 0.0
	特別区	17 100.0	4 23.5	0 0.0	13 76.5	0 0.0

※上段:実数 下段:%

【③ VOC(揮発性有機化合物)モニター】

		合計	既に備えている (近隣施設や他部署と の共有でも可)	まだ備えていないが 購入予定である	まだ備えておらず 購入予定もない	無回答
全体		256 100.0	18 7.0	19 7.4	216 84.4	3 1.2
設置主体別	都道府県	190 100.0	11 5.8	12 6.3	164 86.3	3 1.6
	政令指定都市	14 100.0	4 28.6	1 7.1	9 64.3	0 0.0
	中核市・保健 所政令市	35 100.0	1 2.9	6 17.1	28 80.0	0 0.0
	特別区	17 100.0	2 11.8	0 0.0	15 88.2	0 0.0

※上段:実数 下段:%

(5) 喫煙専用室等における技術的基準の適合確認

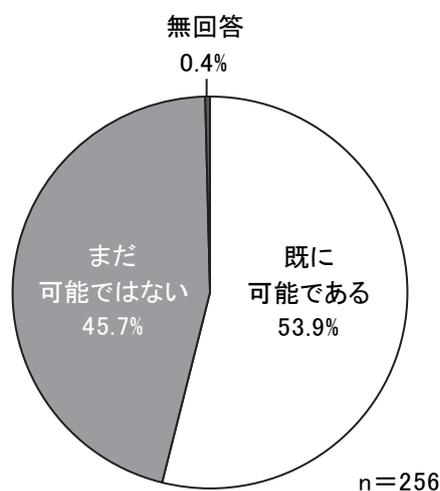
問 6-5 喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かの確認については、貴保健所（または担当部署）で既に可能になっていますか。

問 6-5 で 1 と回答した場合、保健所内の担当部門は（複数回答可）

問 6-5 で 2 と回答した場合、今後の予定・計画は

喫煙専用室等の技術的基準の適合度の確認業務が「既に可能である」と答えた保健所は、全体の 53.9%あり、その割合は政令指定都市の保健所で 71.4%と、特に高かった。「既に可能である」と答えた保健所に対して、所内でそれを実施する部門を尋ねたところ、いずれの保健所群でも、保健部門がこれを実施すると答えた保健所の割合が最も高かった。なお、「既に可能である」と答えた 10 の政令指定都市の保健所のうち 6 保健所がこの業務を「実施していない」と答えた理由は、この 6 保健所ではこの業務を保健所外の担当部署で担っていることによると考えられる。

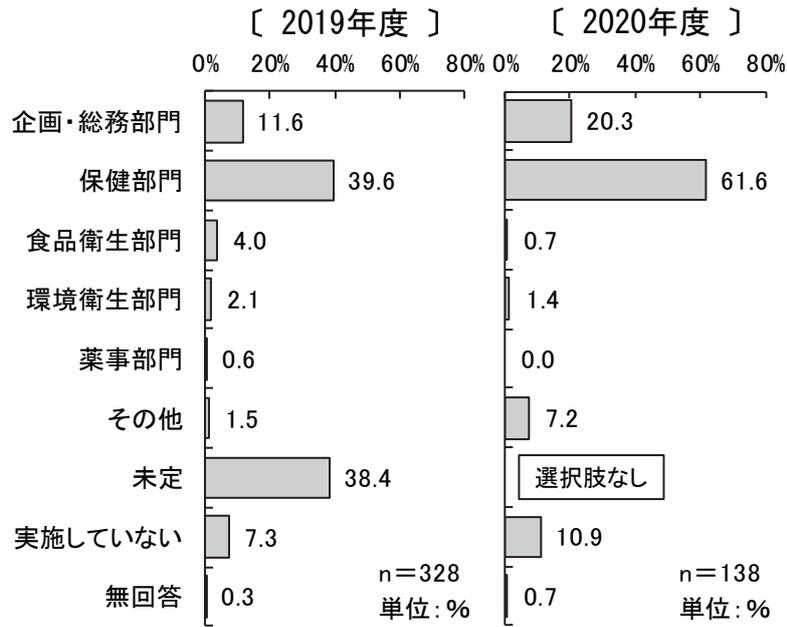
【喫煙専用室等における技術的基準の適合確認】（単数回答）



		合計	既に可能である	まだ可能ではない	無回答
全体		256 100.0	138 53.9	117 45.7	1 0.4
設置主体別	都道府県	190 100.0	101 53.2	88 46.3	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	10 71.4	4 28.6	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	16 45.7	19 54.3	0 0.0
	特別区	17 100.0	11 64.7	6 35.3	0 0.0

※上段：実数 下段：%

【保健所内の担当部門】（複数回答）



		合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他	実施していない	無回答
全体		138	28	85	1	2	0	10	15	1
		100.0	20.3	61.6	0.7	1.4	0.0	7.2	10.9	0.7
設置主体別	都道府県	101	24	71	0	0	0	1	5	1
		100.0	23.8	70.3	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	1.0
	政令指定都市	10	1	3	0	0	0	1	6	0
		100.0	10.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0	60.0	0.0
中核市・保健所政令市	16	3	10	1	1	0	2	1	0	
	100.0	18.8	62.5	6.3	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	
特別区	11	0	1	0	1	0	6	3	0	
	100.0	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0	54.5	27.3	0.0	

※上段：実数 下段：%

(6) 厚生労働省ホームページにおける技術的基準に関する確認方法の閲覧

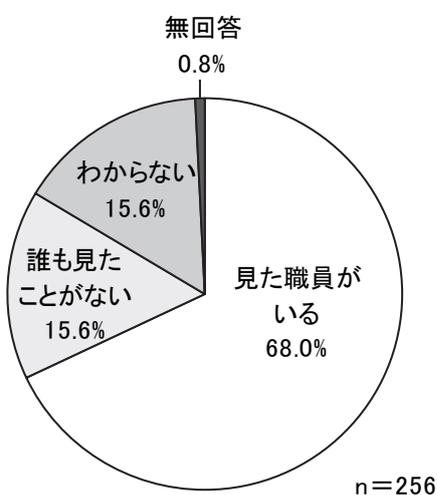
問 6-6 上記の技術的基準に関する確認方法については、厚生労働省がホームページ上で動画を用いて解説しています。これを担当職員の方が（お一人でも）ご覧になったことがありますか。

「脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#booth>

改正健康増進法の技術的基準に関する確認方法については、厚生労働省がホームページ上で動画を用いて解説しているが、担当職員によるこの閲覧については、68.0%の保健所が「見た職員がいる」、15.6%が「誰も見たことがない」、15.6%が「わからない」と答えた。設置主体別にみると、「見た職員がいる」保健所は政令指定都市で78.6%、中核市・保健所政令市で77.1%であり、都道府県の65.3%に比して高率であった。

【厚生労働省ホームページにおける技術的基準に関する確認方法の閲覧】（単数回答）



		合計	見た職員がいる	誰も見たことがない	わからない	無回答
全体		256 100.0	174 68.0	40 15.6	40 15.6	2 0.8
設置主体別	都道府県	190 100.0	124 65.3	30 15.8	34 17.9	2 1.1
	政令指定都市	14 100.0	11 78.6	2 14.3	1 7.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	27 77.1	4 11.4	4 11.4	0 0.0
	特別区	17 100.0	12 70.6	4 23.5	1 5.9	0 0.0

※上段:実数 下段:%

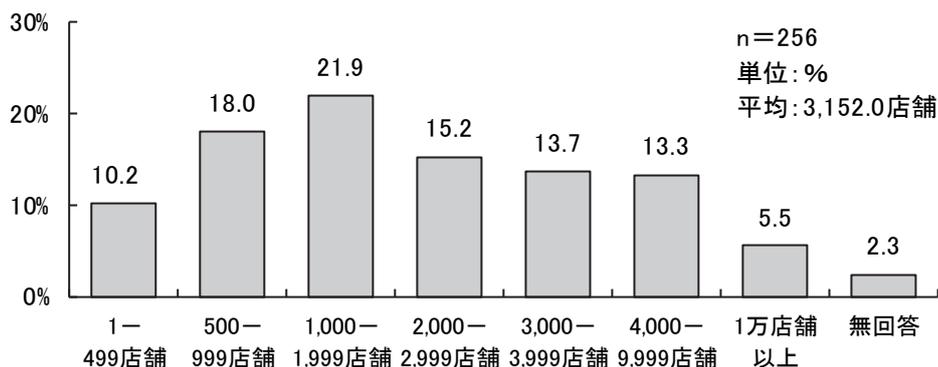
(7) 食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店数

問 6-7 貴保健所管内において、2019 年 12 月末時点で食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店（喫茶店を含む）の数はいくつですか。

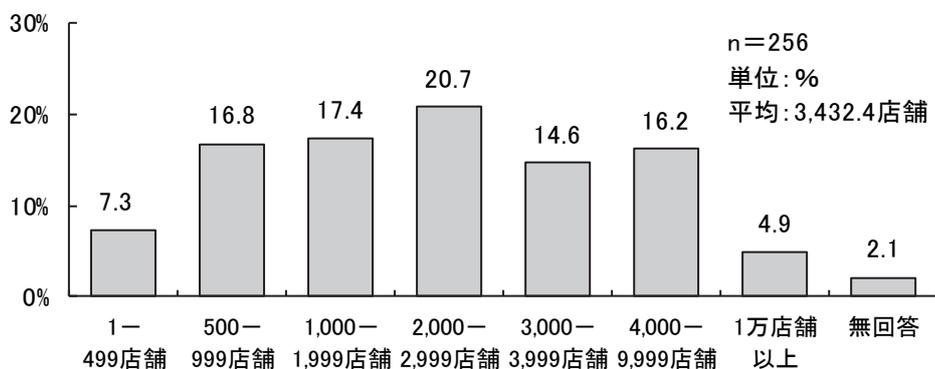
「1,000 から 1,999 店舗」が 21.9%と最も多く、平均は 3,152 店舗であった。昨年度の調査では、「2,000 から 2,999 店舗」が 20.7%と最も多く、平均は 3,432 店舗であり、店舗数の減少が認められた。

【食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店数】

〔 2020年度 〕



〔 2019年度 〕

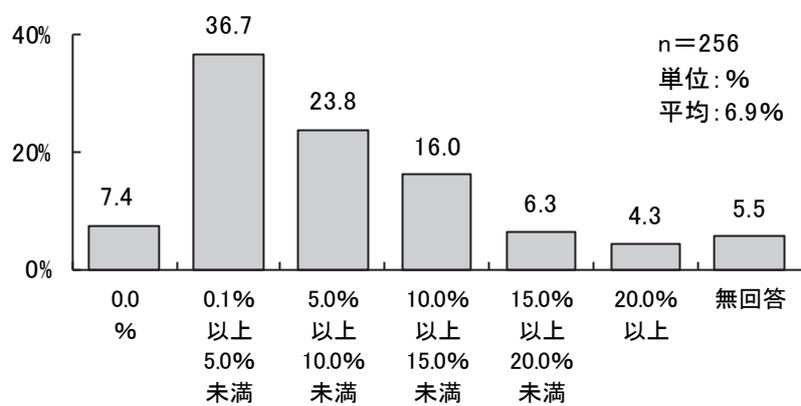


		合計	1 499 店舗	500 999 店舗	1,000 1,999 店舗	2,000 2,999 店舗	3,000 3,999 店舗	4,000 9,999 店舗	1 万 店 舗 以 上	無 回 答
全体		256 100.0	26 10.2	46 18.0	56 21.9	39 15.2	35 13.7	34 13.3	14 5.5	6 2.3
設置 主 体 別	都道府県	190 100.0	26 13.7	46 24.2	52 27.4	32 16.8	21 11.1	9 4.7	0 0.0	4 2.1
	政令指定都市	14 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 35.7	9 64.3	0 0.0
	中核市・保健 所政令市	35 100.0	0 0.0	0 0.0	4 11.4	7 20.0	9 25.7	12 34.3	1 2.9	2 5.7
	特別区	17 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 29.4	8 47.1	4 23.5	0 0.0

※上段:実数 下段: %

喫煙可能室の設置を届け出ている店舗数が営業許可を受けている店舗数に占める割合は、「0.1%以上 5.0%未満」と答えた保健所が36.7%と最も多く、平均は6.9%であった。

【営業許可を受けている飲食店（問 6-7）に占める喫煙可能室設置届け出（問 6-3①）】

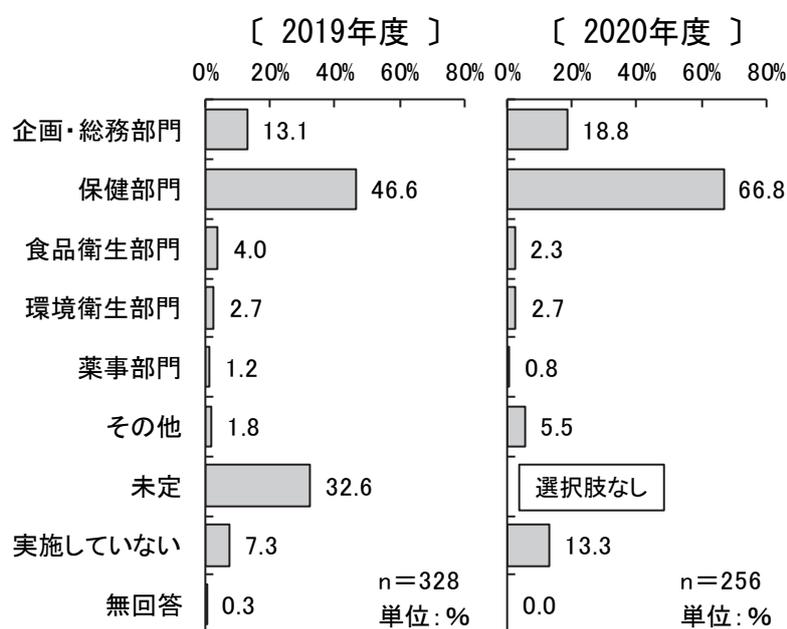


(8) 第二種施設（飲食店以外）に対する業務の担当部門

問 6-8 貴保健所では、2020 年 4 月 1 日施行の第二種施設（飲食店以外）に対する「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をつけてください。（複数回答可）

「保健部門」と答えた保健所が 66.8%と最も多く、次いで「企画・総務部門」が 18.8%、「実施していない」が 13.3%であった。2019 年度の調査では、「保健部門」が 46.6%、「企画・総務部門」が 13.1%、「未定」が 32.6%であり、今回は「未定」の選択肢が除外されたため、前回「未定」と答えた多くの保健所がまず「保健部門」、そして「企画・総務部門」にその担当を割り振ったものと推測された。設置主体別では、政令指定都市の保健所の 57.1%が「実施していない」と回答した。

【第二種施設（飲食店以外）に対する業務の担当部門】（複数回答）



		合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他	実施していない	無回答
全体		256 100.0	48 18.8	171 66.8	6 2.3	7 2.7	2 0.8	14 5.5	34 13.3	0 0.0
設置主体別	都道府県	190 100.0	39 20.5	130 68.4	5 2.6	4 2.1	2 1.1	9 4.7	23 12.1	0 0.0
	政令指定都市	14 100.0	1 7.1	5 35.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 57.1	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	7 20.0	26 74.3	1 2.9	1 2.9	0 0.0	0 0.0	3 8.6	0 0.0
	特別区	17 100.0	1 5.9	10 58.8	0 0.0	2 11.8	0 0.0	5 29.4	0 0.0	0 0.0

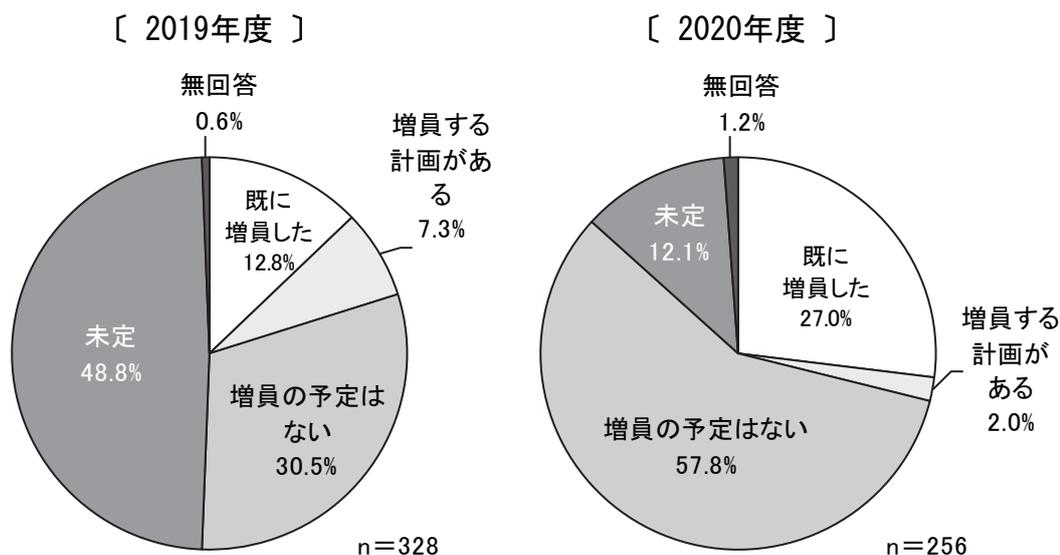
※上段:実数 下段:%

(9) 受動喫煙対策のための増員

問 6-9 受動喫煙対策のための 2020 年度またはそれ以降の人員確保についてお尋ねします。貴保健所の職員は増員されましたか。(受動喫煙対策のための増員に限ってお尋ねしています。新型コロナウイルス対策等に係る増員については除外してください。)

27.0%の保健所が「既に増員した」と回答し、「増員する計画がある」「増員の予定はない」「未定」がそれぞれ 2.0%、57.8%、12.1%であった。昨年度の調査との比較では、「未定」が 48.8%から大きく減少し、「既に増員した」「増員の予定はない」がそれぞれ 12.8%、30.5%から増加した。設置主体別では、「既に増員した」が特別区で 70.6%と高率であった。

【受動喫煙対策のための増員】(単数回答)

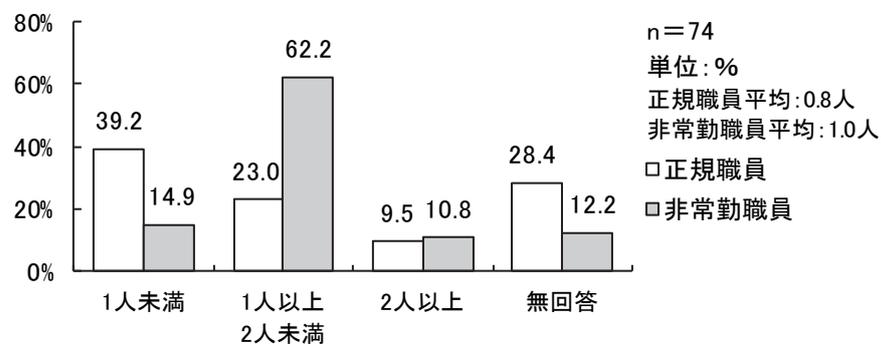


		合計	既に増員した	増員する計画がある	増員の予定はない	未定	無回答
全体		256 100.0	69 27.0	5 2.0	148 57.8	31 12.1	3 1.2
設置主体別	都道府県	190 100.0	40 21.1	2 1.1	123 64.7	23 12.1	2 1.1
	政令指定都市	14 100.0	4 28.6	0 0.0	7 50.0	2 14.3	1 7.1
	中核市・保健所政令市	35 100.0	13 37.1	3 8.6	13 37.1	6 17.1	0 0.0
	特別区	17 100.0	12 70.6	0 0.0	5 29.4	0 0.0	0 0.0

※上段:実数 下段:%

「既に増員した」と「増員する計画がある」場合の実人数としては、正規職員は「1人未満」が最も多く、39.2%で平均0.8人、非常勤職員は「1人以上2人未満」が最も多く、62.2%で平均1.0人であった。

【既に増員した・増員する計画がある場合の実人数】

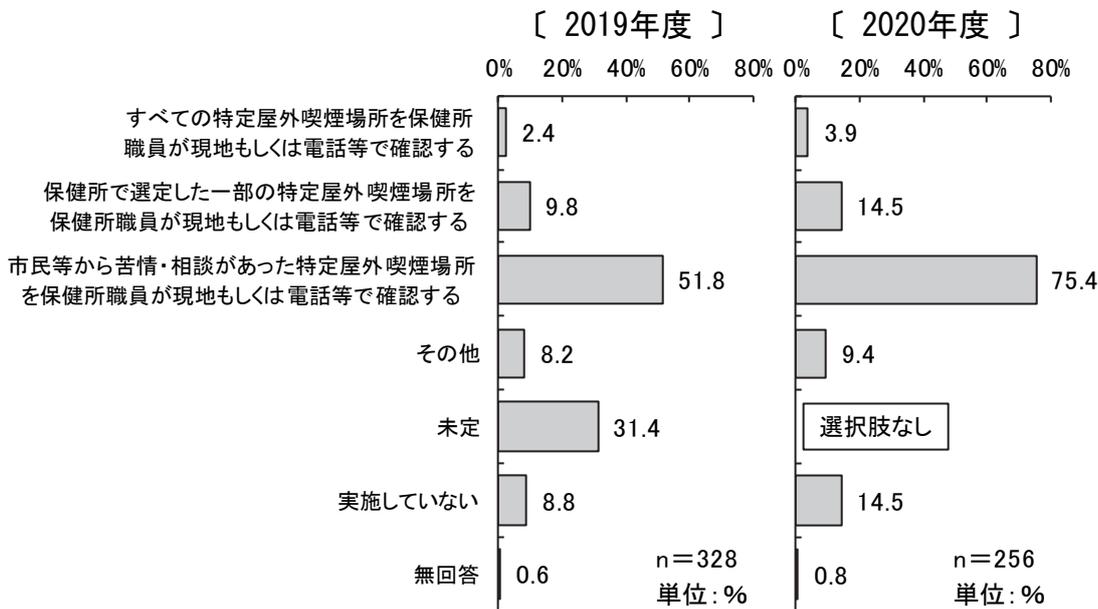


6. 特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認

問 7-1 貴保健所では、管内の特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認について、どのように実施されていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

昨年度、確認方法が「未定」の保健所は 31.4%であった。一方、「市民等から苦情・相談があった特定屋外喫煙場所を保健所職員が電話等で確認する」保健所の割合は、今年度は 75.4%で、昨年度（51.8%）より増加している。また、「保健所で選定した一部の特定屋外喫煙場所を確認する」保健所が 14.5%（昨年度は 9.8%）、「すべての特定屋外喫煙場所を確認する」保健所が 3.9%（昨年度は 2.4%）と昨年度より増加した。

【管内の特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認】（複数回答）



設置主体別		合計	すべての特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する	保健所で選定した一部の特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する	市民等から苦情・相談があった特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する	その他	実施していない	無回答
			数	割合 (%)	数	割合 (%)	数	割合 (%)
設置主体別	全体	256	10	37	193	24	37	2
		100.0	3.9	14.5	75.4	9.4	14.5	0.8
	都道府県	190	6	32	146	17	24	2
		100.0	3.2	16.8	76.8	8.9	12.6	1.1
	政令指定都市	14	0	0	7	0	8	0
	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	57.1	0.0	
中核市・保健所政令市	35	4	4	26	5	3	0	
	100.0	11.4	11.4	74.3	14.3	8.6	0.0	
特別区	17	0	1	14	2	2	0	
	100.0	0.0	5.9	82.4	11.8	11.8	0.0	

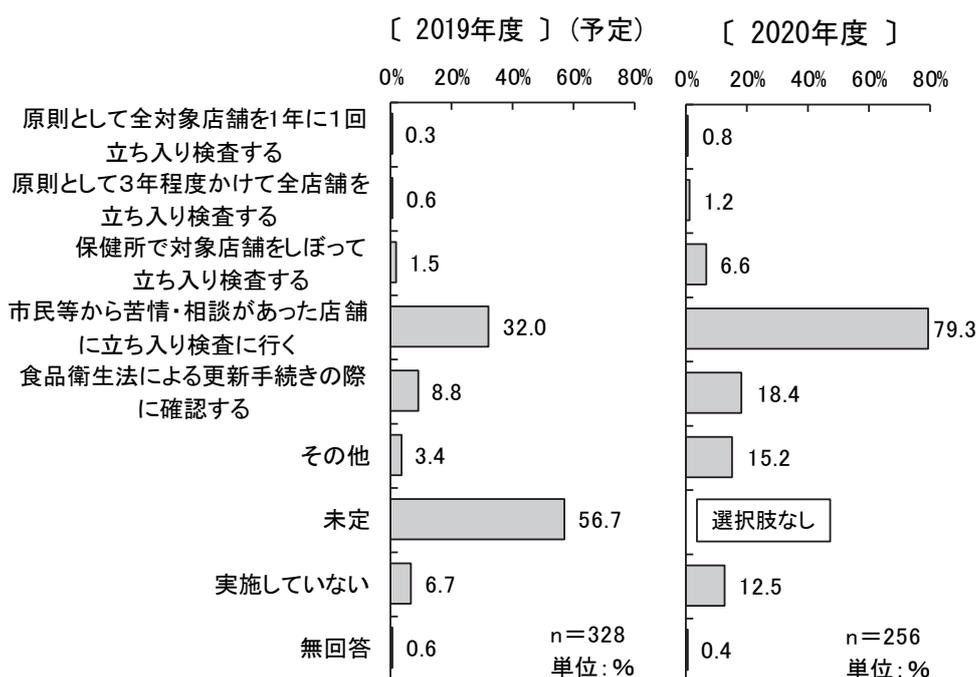
※上段：実数 下段：%

7. 飲食店・喫茶店の法令順守状況確認

問 7-2 2020年4月以降の貴保健所管内の飲食店・喫茶店の法令順守状況の確認をどのように実施されていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

昨年度、確認方法が「未定」の保健所は56.7%であったが、今年度は、「未定」の選択肢がなくなったため、「市民等から苦情・相談があった店舗に立ち入り検査に行く」保健所が79.3%（昨年度は32.0%）と増加した。また、「食品衛生法による更新手続きの際に確認する」保健所も18.4%（昨年度は8.8%）と増加している。

【飲食店・喫茶店の法令順守状況確認】（複数回答）



設置主体別		合計	原則として全対象店舗を1年に1回立ち入り検査する	原則として3年程度かけて全店舗を立ち入り検査する	保健所で対象店舗をしばって立ち入り検査する	市民等から苦情・相談があった店舗に立ち入り検査に行く	食品衛生法による更新手続きの際に確認する	その他	実施していない	無回答	
			2	3	17	203	47	39	32	1	
全体	256	100.0	0.8	1.2	6.6	79.3	18.4	15.2	12.5	0.4	
都道府県	190	100.0	0.0	1.6	7.4	78.4	21.1	12.6	12.1	0.5	
	政令指定都市	14	100.0	0.0	0.0	0.0	42.9	7.1	35.7	50.0	0.0
	中核市・保健所政令市	35	100.0	0.0	0.0	5.7	94.3	14.3	5.7	5.7	0.0
	特別区	17	100.0	11.8	0.0	5.9	88.2	5.9	47.1	0.0	0.0

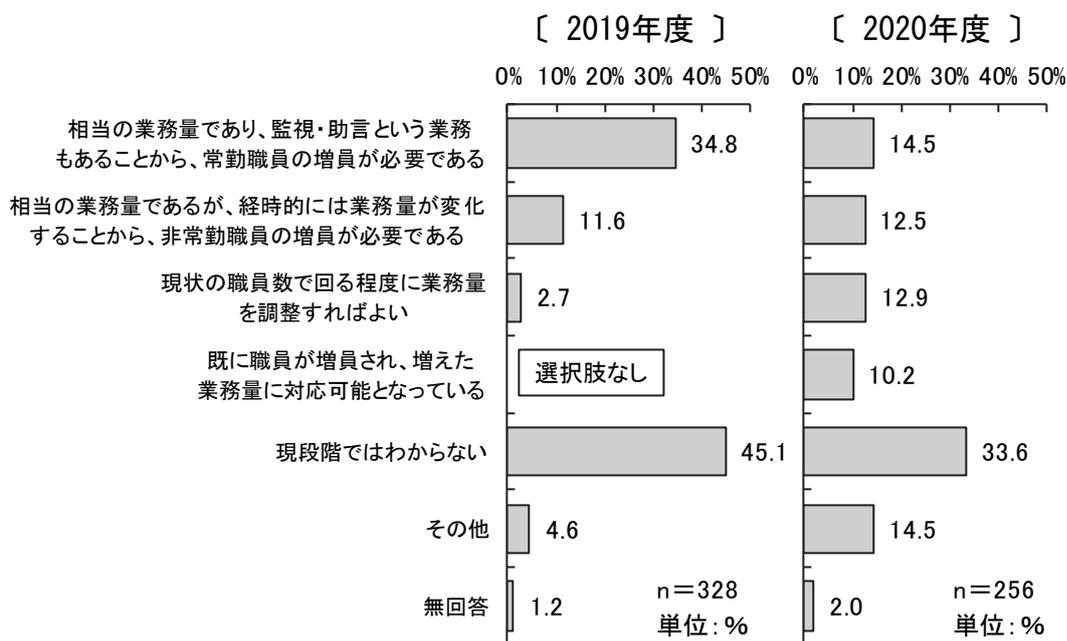
※上段:実数 下段:%

8. 受動喫煙対策を担当することへの意見

問 7-3 貴保健所で改正健康増進法による受動喫煙対策を担当することに関して、以下の中から貴職のお考えに最も近いものを1つお選びください。

「常勤職員の増員が必要である」保健所と「現段階ではわからない」保健所が、それぞれ14.5%（昨年度は34.8%）と33.6%（昨年度は45.1%）と減少した。一方、「非常勤の増員が必要である」保健所と「業務量を調整すればよい」保健所は、それぞれ12.5%（昨年度は11.6%）と12.9%（昨年度は2.7%）と増加した。「その他」の自由記載として、「業務委託・外部委託で対応」「新型コロナウイルスの影響で通報が少ない」「本庁で対応しており、保健所の対応はない」等の意見があった。

【受動喫煙対策を担当することへの意見】（単数回答）



	合計	意見							
		相当の業務量であり、監視・助言という業務もあることから、常勤職員の増員が必要である	相当の業務量であるが、経時的には業務量が変わることから、非常勤職員の増員が必要である	現状の職員数で回る程度に業務量を調整すればよい	既に職員が増員され、増えた業務量に対応可能となっている	現段階ではわからない	その他	無回答	
全体	256 100.0	37 14.5	32 12.5	33 12.9	26 10.2	86 33.6	37 14.5	5 2.0	
設置主体別	都道府県	190 100.0	24 12.6	24 12.6	28 14.7	16 8.4	69 36.3	26 13.7	3 1.6
	政令指定都市	14 100.0	2 14.3	1 7.1	0 0.0	0 0.0	4 28.6	5 35.7	2 14.3
	中核市・保健所政令市	35 100.0	7 20.0	5 14.3	3 8.6	5 14.3	11 31.4	4 11.4	0 0.0
	特別区	17 100.0	4 23.5	2 11.8	2 11.8	5 29.4	2 11.8	2 11.8	0 0.0

※上段：実数 下段：%

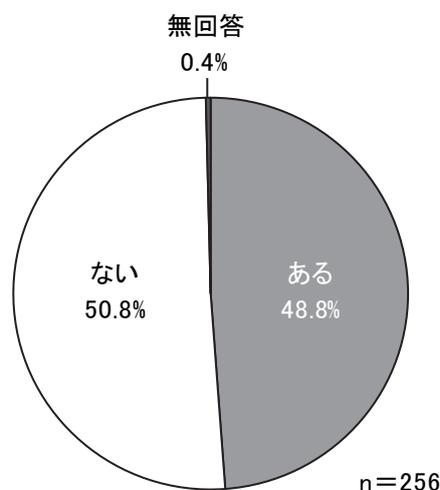
9. 新型コロナウイルス対応による影響

問 7-4 改正健康増進法の完全施行に関連して予定されていた事業等の中で、新型コロナウイルス対応のために中止あるいは縮小された事業等がありますか。

「影響ある」保健所は、48.8%であり、「影響ない」保健所は、50.8%であった。

自由記載として、新型コロナウイルス対応のために中止あるいは縮小された事業として多いものは、「講演会、研修会、説明会等」36件、「飲食店向けの講習会、各種イベント、啓発キャンペーン」25件、「食品衛生責任者講習会等」20件、「世界禁煙デー、禁煙週間関連のイベント」18件、「事業者向けの説明会、講習会」13件であった。

【新型コロナウイルス対応による影響】（単数回答）



		合計	ある	ない	無回答
全体		256 100.0	125 48.8	130 50.8	1 0.4
設置主体別	都道府県	190 100.0	91 47.9	98 51.6	1 0.5
	政令指定都市	14 100.0	8 57.1	6 42.9	0 0.0
	中核市・保健所政令市	35 100.0	19 54.3	16 45.7	0 0.0
	特別区	17 100.0	7 41.2	10 58.8	0 0.0

※上段：実数 下段：%

IV. 自由記載のまとめ

問4-2 保健所の敷地外周辺の喫煙対策（回答番号1：行っている）

- 近接する施設の喫煙場所を使用【5件】
- 周囲に人がいない場所での喫煙を指導【2件】
- 敷地外周辺で喫煙しないよう周知【6件】
- 敷地外周辺は条例により喫煙禁止【1件】
- 勤務時間中の喫煙を禁止【3件】
- 職員への注意喚起【5件】
- 苦情があった際は所属内部向けの掲示板で注意喚起【1件】
- 講習会等開催時のアナウンスと休憩時間中の見回り、定期的な所内アナウンス【1件】
- メール、チラシなどによる敷地内禁煙に関する協力依頼【1件】
- 喫煙者のモラルに協力を求めている【1件】
- 喫煙者への禁煙指導【1件】
- 喫煙者はいないので必要がない【1件】

問4-3-1 特定屋外喫煙場所の設置場所

- 庁舎屋上【2件】
- 合同庁舎3階屋外スペース【1件】
- 2階ベランダ【1件】
- 庁舎外非常階段【1件】
- 建物の側壁【1件】
- 公用車駐車場の2階【1件】
- 公用車車庫脇【1件】
- 車庫棟の隣【1件】
- 屋外倉庫裏【1件】
- 別棟倉庫の側面と外壁の間の軒下【1件】
- 多目的棟前、本館横、階段踊り場【1件】
- 庁舎から職員駐車場への通路途中の奥まった場所【1件】
- 職員駐車場の一部【1件】
- 駐車場の一角【2件】
- 駐輪場の奥【1件】
- 敷地奥にある倉庫に囲まれた場所【1件】
- 倉庫裏【1件】
- 振興局の敷地内【1件】

問4-3-2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかった要因

(回答番号7:その他)

- 来庁者からの要望【1件】
- 以前からの特定屋外喫煙室同等のものを設置継続【1件】

問5-1 2019年度の喫煙対策関連事業

① 学校での喫煙防止対策（回答番号5:その他）

- 学校への喫煙防止教材・啓発媒体の貸し出し【4件】
- 高校生向けリーフレットを学校あてに配布【1件】
- 喫煙防止教育用資料（小学生～高校生用）を誰でも使えるようホームページに掲載【1件】
- 講義した学校へ健康教育のデータを提供【1件】
- 市内の幼稚園・保育園・小学校に受動喫煙防止を訴える「のぼり」を配布【1件】
- がん教育授業での啓発【1件】
- 高校文化祭での肺年齢測定・パネル展【1件】
- 教職員研修会（幼小中）、実習生（医学生・保健師学生・管理栄養士学生）への健康教育【1件】
- 鉄道駅での学生への啓発イベント【1件】
- 市受動喫煙防止宣言へのキッズコメント募集【1件】
- 世界禁煙デー関連のブース展示【1件】
- 禁煙週間にあわせたキャンペーン【1件】
- 大学コンソーシアムを通じたポスター掲示【1件】
- PTA 合同三役会議における情報提供【1件】
- 校長会等を利用し制度説明【1件】
- 未成年者への禁煙支援【1件】

② 受動喫煙対策の状況把握（回答番号5:その他）

- 行政関係施設、公共施設（県有施設、市町村施設、区有施設等）【12件】
- 市所有施設、市以外の児童福祉施設や学校等【1件】
- 調査としては行っていないが医療機関や第一種施設に出向いた際に確認【1件】
- 医療機関にパンフレットを設置依頼時に確認【1件】
- 介護保険の実地指導時に確認【2件】
- 金融機関、日帰り入浴施設、理美容室、ドラッグストア、薬局【1件】
- 市民等から苦情・相談があった医療機関や飲食店を含む第二種施設へ電話による状況の確認【1件】
- 飲食店を利用する際に状況を確認【1件】
- 県受動喫煙防止施設の宣言施設として申請時に確認【1件】
- 職場における喫煙対策調査【1件】
- 全国労働衛生週間説明会参加事業所に受動喫煙対策実施状況を調査【1件】

- 施設から相談があれば調査・確認【1件】
- 無作為抽出した一部の第二種施設【1件】
- 管内の地域職域連携推進会議の構成関係機関における状況把握【1件】
- 2018年度に改正健康増進法の周知および実態調査を実施【1件】
- がん検診推進パートナー企業・従業員を対象とした受動喫煙対策に関する調査【1件】
- 健康応援団登録施設のタバコ対策実施状況を確認【1件】
- 希望施設への確認・指導【1件】
- 地域職域連携会議にて委員の所属機関等の状況について情報交換【1件】
- 健康経営に取り組む事業所 202カ所【1件】
- 第一種施設の受動喫煙対策実態調査（対象 189施設）回答率 67%【1件】

③ 受動喫煙対策（回答番号 8：その他）

- 講演会・説明会等（住民、希望のあった団体、飲食店、福祉施設等）【11件】
- コールセンター設置、説明会開催等【1件】
- 労働基準監督署と共同して説明会を実施【1件】
- 健康まつり等イベントでの啓発【9件】
- 健康まつりでの肺年齢測定、相談指導【1件】
- 広報媒体（市町村広報誌、HP、CATV、ラジオ、有線放送、商店街大型ビジョン、回覧板）による啓発【6件】
- 協議会等での情報提供、協議【4件】
- 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせた啓発活動【4件】
- 街頭キャンペーン【3件】
- 管内関係機関等へのポスター配布【2件】
- 市町村への働きかけ【2件】
- 「空気のきれいな施設、空気のきれいな車両」の認証制度の推進【1件】
- 市受動喫煙防止条例の策定（7月1日施行）【1件】
- 市が管理する施設（第二種施設）【1件】
- 市民への働きかけ（市との共同によるキャンペーン）【1件】
- 給食施設関係者、理美容組合員、ボランティア団体【1件】
- 給食施設、企業健保等への働きかけ【1件】
- 社員食堂を有する事業所【1件】
- 保健所実習生（保健師・管理栄養士・歯科衛生士）【1件】
- 地域回覧板や商店街、業界団体、講習会等様々な機会を捉えて啓発【1件】
- 食品衛生責任者講習会での情報提供、市町・民間団体等主催イベントでの情報提供【1件】
- 区ツイッター、健康ポイントアプリ内お知らせメール【1件】
- 庁舎・保健所来庁者アンケート、食品事業者等向け講話、住民用チラシ作成と配布、商工会会員向けチラシ作成と配布【1件】
- バス・タクシー会社等の旅客運送事業者に対しリーフレット等を送付し法制度を周知啓発【1件】

- 商業施設での啓発（ポスター掲示等）、管内出先機関での啓発（ポスター掲示、タペストリー掲示）、管内大学へのポスター等の配布【1件】
- 広報誌や会議等で啓発するための啓発チラシの原案を管内市町へ提供【1件】

④ 禁煙サポートの推進（回答番号8：その他）

- 禁煙外来治療費助成【6件】
- 禁煙医療費補助、禁煙マラソン等の事業実施【1件】
- ニコチンパッチ代の半額助成【1件】
- 都禁煙治療費補助事業の市町村への紹介【1件】
- ホームページで禁煙支援医療機関、禁煙サポート薬局の紹介【3件】
- 市禁煙外来ネットワークの普及・活用【1件】
- 管内の禁煙外来実施医療機関の調査（禁煙治療の実施状況）【1件】
- 禁煙を希望する者に対して面談・電話等により支援【3件】
- 肺がん検診、特定健康診査・健康指導実施時、喫煙者のうち希望者に対し尿中ニコチン濃度測定や禁煙相談を実施【1件】
- SIBを活用したスマートフォンによる禁煙支援の提供【1件】
- 他課で禁煙塾を実施【1件】
- 職員向けの研修会、禁煙サポートを目的とした事業を実施【1件】
- 未成年者への禁煙支援【1件】
- 受動喫煙防止に向けた講座において禁煙を勧奨【1件】
- 「空気のきれいな施設、空気のきれいな車両」の認証制度の推進【1件】
- 庁舎内メールによる振興局職員への啓発【1件】
- 「タバコと健康」のリーフレットを作成・配布【1件】
- 管内鉄道会社の駅構内に月間ポスター（禁煙）を掲示【1件】
- 合同庁舎内放送、マガジン回覧【1件】
- 世界禁煙デー・禁煙週間におけるポスター展【1件】
- インセンティブを活用した健康づくり事業の取組目標に禁煙を設定【1件】
- 看護学生を対象に講義を実施【1件】
- 市の保健センターに任せている【1件】

⑤ 貴保健所内の喫煙対策（回答番号6：その他）

- 衛生委員会等での情報提供【4件】
- 衛生委員会とともに禁煙をサポートする事業を実施【1件】
- 敷地内禁煙について職員の理解を得るなど施設内禁煙の推進【4件】
- 2019年7月から全市職員の勤務時間禁煙を実施【1件】
- 所内研修会等の実施【2件】
- 保健所職員を含む県民局職員全員に対し喫煙に関するeラーニングを実施【1件】
- 市の職員健康課が喫煙対策、禁煙支援を実施【1件】
- 職員向けに職員課及び保健所から喫煙対策の啓発を通知【1件】
- 職員課主催の受動喫煙防止講習会への参加【1件】
- 人事部門から禁煙サポート利用が可能であることを周知【1件】

- 互助会による禁煙外来治療費、禁煙補助薬購入費補助【1件】
- 禁煙週間等に庁内放送で禁煙及び受動喫煙対策に係る普及啓発を実施【2件】
- ポスター掲示【1件】
- 庁舎において懸垂幕掲示及びタバコの害、禁煙支援に関するパネル展を実施【1件】
- 喫煙者がいないため実施なし【1件】

問5-2 禁煙推進を目的とした啓発等の実施

(回答番号1：行った または 回答番号2：今後行う予定である)

対象者

- 一般住民（県民、市民等）【71件】
- 飲食店、食品衛生協会等【30件】
- 事業所、事業者、従業員【29件】
- 自治体職員等【28件】
- 職域・企業【27件】
- 健康づくり協議会委員、健康づくり関係団体、保健推進員等【12件】
- 教育関係者、児童・生徒・学生等【7件】
- 医療関係者【6件】
- 第2種施設【6件】
- 施設管理者等【6件】
- 商工会【5件】
- 理美容関係者【5件】
- 来所者等【5件】
- 給食施設【4件】
- 福祉施設【3件】
- 宿泊施設【2件】
- 第1種施設【2件】
- 禁煙支援者【2件】
- 警察【1件】
- 三師会【1件】
- 改正健康増進法の対象となる施設関係者【1件】
- 禁煙希望者【1件】
- 路上喫煙者等【1件】
- 新生児の保護者【1件】
- 乳幼児健診時に喫煙すると回答した保護者【1件】
- 未成年者等の若年層【1件】
- 高齢者のグループ【1件】
- 商工会が実施する健康診断受診者【1件】
- 有線放送受信者【1件】
- 林業新規採用現場技能者等【1件】
- 未定【1件】

具体的な内容

- 喫煙・受動喫煙の健康影響等についての情報提供【43件】
- 禁煙外来・禁煙治療に関する情報提供【26件】
- 町民祭の来場者で希望者に対し、ニコチン依存度スクリーニングテストやスモーカーライザーを活用した個別指導を実施【1件】
- 小中高校生禁煙教室の実施【1件】
- 禁煙チャレンジ教室の開催【1件】
- 禁煙マラソンの事業周知【1件】
- 禁煙サポートの情報提供【1件】
- 職場での禁煙プログラムの紹介【1件】
- 衛生委員会において禁煙推進の呼びかけ、回覧【1件】
- 相談時、全面禁煙の勧奨【1件】
- 第1種施設の状況把握に合わせて、禁煙サポート事業の周知【1件】
- 禁煙支援施策の紹介【1件】
- 禁煙支援者研修会【1件】
- 禁煙に関する情報提供、禁煙相談等サービス紹介【1件】
- 禁煙啓発及び支援の推進【1件】
- 禁煙宣言施設や健康経営宣言企業の募集【1件】
- 禁煙ステッカーの配布【1件】
- 健康まつりでの肺年齢測定・相談指導【1件】
- 呼気一酸化炭素濃度測定、ニコチン依存度チェック【1件】
- 喫煙専用室設置相談者に禁煙について指導、啓発【1件】
- 事業所に出向く際に禁煙推進の啓発も併せて実施【1件】
- 血圧測定時高い値の人に禁煙を提案【1件】
- 届出提出時に、県事業（卒煙支援推進事業補助金）の紹介【1件】
- 店舗の禁煙化依頼、受動喫煙防止の配慮等【1件】
- 健康増進法改正等に関する情報提供【11件】
- 法制度の周知に効果的な会議等の教示、義務違反にかかる通報への協力【1件】
- 受動喫煙対策の実施と禁煙支援【5件】
- 受動喫煙防止，受動喫煙対策【3件】
- 受動喫煙防止条例の改正の説明【2件】
- 市営バスのボディに受動喫煙の周知広告【1件】
- 小中高校生喫煙防止教室，校長会・商工会等での説明【1件】
- ポスター掲示、リーフレット配布等【40件】
- 講演会、研修会、出前講座等【31件】
- 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせた啓発活動【14件】
- 市民まつり等イベントでの啓発【11件】
- 広報媒体(市町村広報誌、HP、ラジオ、テレビ、町内放送、情報誌)による啓発の実施【8件】
- 街頭キャンペーンの実施【4件】
- 情報提供，啓発等【3件】

- 啓発イベント、たばこクイズ【1件】
- 保健所ロビーに啓発グッズを展示【1件】
- 職員全員にメールで周知【1件】
- 健康づくり優良企業登録の基準を設定【1件】
- 母子手帳交付時の個別啓発・支援【1件】
- 健診時の啓発【1件】
- アンケートによる意識調査【1件】
- 事業所・飲食店等施設管理者等への説明【1件】
- 許認可調査、商工会を通じた周知等【1件】
- 今後検討【2件】

問6-1 保健所から飲食店への説明（回答番号6：その他）

- 営業許可書を交付している全飲食店へ通知・チラシ・禁煙標識等を送付【23件】
- 食品衛生責任者講習会における情報提供（説明、チラシ配布）【12件】
- 説明会の実施【10件】
- 飲食店への個別訪問による情報提供、対策状況の把握、標識掲示の確認【8件】
- 健康づくり応援店への訪問による情報提供【1件】
- 商工会や商店街連合会を通じた情報提供（会議での説明、会員へのチラシ配布）【4件】
- 飲料業生活衛生同業組合の役員会における情報提供（説明、会員へのチラシ配布）【1件】
- 理美容組合の講習会で情報提供【1件】
- 電話や来庁による相談への回答【4件】
- コールセンターや受動喫煙防止対策相談窓口の設置【2件】
- 庁舎ロビーでの周知展示会の実施【1件】
- ラジオ出演による周知【1件】
- アドバイザー派遣【1件】

問6-2 飲食店に対する業務の担当部門

① 指導及び助言・勧告・命令・立入検査等（回答番号6：その他）

- 健康づくり部門【2件】
- 福祉部門【1件】
- 食品部門と保健部門が協力して実施【2件】
- 県において普及啓発や改善依頼等の業務を一部委託【2件】（※同一県の2保健所）
- 専管組織（受動喫煙対策担当課）【1件】
- 受動喫煙対策担当【1件】
- 衛生課管理係に職員を配置【1件】
- 一次対応は保健所、指導は本庁が実施【1件】
- 本庁の保健部門【1件】

① 指導及び助言・勧告・命令・立入検査等（回答番号 7 : 実施部署）

- 本庁の担当課（健康寿命推進課、健康増進課受動喫煙対策班、健康増進課、保健部門）【16 件】（※4 県の 16 保健所）
- 勧告や命令についてのみ本庁の担当課（保健部門）が実施【1 件】
- 市役所の保健所以外の部門（健康増進課、保健事業課、健康づくり推進課、健康政策課、健康づくり課、健康まちづくり室、健康企画課、健康推進課）【10 件】
- 同一県内の別の保健所【1 件】

② 喫煙可能室設置に関する届け出受理（回答番号 6 : その他）

- 健康づくり部門【2 件】
- 専管組織（受動喫煙防止対策担当課）【1 件】
- 民泊・受動喫煙対策課【1 件】
- 受動喫煙対策担当【1 件】
- 衛生課管理係に職員を配置【1 件】
- 業務委託し、受動喫煙防止相談・届出専用窓口を設置【1 件】
- 本庁の保健部門【1 件】

② 喫煙可能室設置に関する届け出受理（回答番号 7 : 実施部署）

- 本庁の担当課（健康づくり支援課、薬務感染症対策課、健康寿命推進課、健康増進課受動喫煙対策班、健康増進課）【21 件】（※5 県の 21 保健所）
- 市役所の保健所以外の部門（健康づくり推進課、健康増進課、健康企画課、健康まちづくり室、健康政策課、健康増進課、保健事業課、健康増進課）【9 件】
- 同一県内の別の保健所【1 件】
- 不明【1 件】

③ 市民などからの苦情・通報の受付窓口（回答番号 6 : その他）

- 受動喫煙対策担当【3 件】
- 県が設置しているコールセンター【3 件】
- 健康づくり部門【2 件】
- 県庁担当課【2 件】
- 衛生課管理係【1 件】
- 福祉部門【1 件】
- 受動喫煙防止相談・届出専用窓口（業務委託）【1 件】
- 県庁担当課（保健部門）【1 件】

③ 市民などからの苦情・通報の受付窓口（回答番号 7 : 実施部署）

- 県庁健康寿命推進課【3 件】
- 健康増進課【3 件】
- 県庁担当課【3 件】

- 本庁の保健部門【2件】
- 県健康増進課受動喫煙対策班【2件】
- 県庁健康増進課受動喫煙対策室【2件】
- 健康づくり推進課【2件】
- 健康福祉局健康安全部保健事業課（保健所には含まれない部署）【1件】
- 市役所保健局健康政策課【1件】
- 県庁【1件】
- 健康局健康推進部健康づくり課【1件】
- 健康まちづくり室【1件】
- 県健康増進課受動喫煙対策班【1件】
- 健康局健康企画課【1件】
- 保健医療介護部健康増進課【1件】
- 本庁主管課（健康増進課）【1件】
- 保健福祉局健康推進課【1件】
- 保健部門【1件】
- 他保健所【1件】

**問6-5 喫煙専用室等が技術的基準に適合しているか否かの確認を行う担当部門
(回答番号6：その他)**

- 測定業務は業者へ委託する【5件】
- 専門アドバイザー（委託）【2件】
- 苦情対応時の現地確認の際に実施、今年度風速計の精度管理を予定【1件】
- 受動喫煙対策課【1件】

**問6-5 喫煙専用室等が技術的基準に適合しているか否かの確認を行う担当部門
(回答番号7：実施部署)**

- 健康増進課【2件】
- 本庁の保健部門【2件】
- 県庁担当課【2件】
- 健康福祉局健康安全部保健事業課（保健所には含まれない部署）【1件】
- 喫煙専用室等専門アドバイザー【1件】
- 受動喫煙防止対策担当課【1件】
- 業者委託【1件】
- 市役所保健局健康政策課【1件】
- 健康局健康推進部健康づくり課【1件】
- 保健福祉局健康推進課【1件】
- 健康づくり推進課【1件】

問 6 - 8 第二種施設（飲食店以外）に対する「指導及び助言・勧告、命令、立ち入り検査等」の業務の担当部門（回答番号 6 : その他）

- 受動喫煙担当【1 件】
- 福祉部門【1 件】

問 6 - 8 第二種施設（飲食店以外）に対する「指導及び助言・勧告、命令、立ち入り検査等」の業務の担当部門（回答番号 7 : 実施部署）

- 本庁、市役所の担当事業課【24 件】
- 本所の保健所（ランチになっている支所では本所が担当）【2 件】

問 7 - 1 特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認の方法（回答番号 4 : その他）

- 相談があった時に確認【3 件】
- 訪問して確認（行政機関のみ）【2 件】
- メールで確認【1 件】
- FAX で確認【1 件】
- 各種会議の時に確認（行政機関のみ）【1 件】

問 7 - 1 特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認の方法（回答番号 5 : 実施部署）

- 本庁、市役所の担当事業課【24 件】
- 本庁の保健総務課、職員課、その他の総務部門【4 件】
- 本庁の環境課【1 件】
- 本庁で部署不明【2 件】
- 本所の保健所（ランチになっている支所では本所が担当）【2 件】

問 7 - 2 飲食店の法令順守状況の確認方法（回答番号 6 : その他）

- 市民から苦情等があった店舗に電話で確認【8 件】
- 市民から苦情等があった店舗に電話で確認し必要に応じて現地確認【4 件】
- 市民から苦情等があった店舗を現地確認【2 件】
- 飲食店への巡回訪問にて確認【4 件】
- 今年度は全店舗を確認【1 件】
- 原則として年 1 回普及啓発活動を目的とした戸別訪問を実施【1 件】
- 新規申請店舗は全て立入検査【1 件】
- 喫煙可能室設置届け出店舗に対して立入検査【1 件】
- 別件で立ち入りした際、職員が発見した時【1 件】
- 巡回等により店舗の標識掲示状況を確認【7 件】

- 新規手続きの際に説明【1件】
- 食品衛生協会講習会にて調査票を配布【1件】
- 全飲食店にアンケート調査を実施【1件】
- 新型コロナウイルスの影響により電話で状況確認【1件】
- 都道府県の指導要領に基づいて実施【1件】
- 全店舗または対象をしぼっての立ち入り検査を検討中【1件】
- 2年に1回【1件】
- コロナ対応もあり現時点では未定【1件】

問7-2 飲食店の法令順守状況の確認方法（回答番号7：実施部署）

- 企画総務課【1件】
- 健康増進課【4件】
- 健康増進課受動喫煙対策班【4件】
- 健康政策課【1件】
- 健康企画課【1件】
- 健康推進課【1件】
- 健康づくり推進課【1件】
- 健康づくり課【1件】
- 健康寿命推進課健康づくり係【1件】
- 健康まちづくり室【1件】
- 保健事業課【1件】
- 県庁【3件】
- 県庁担当課【3件】
- 本庁の保健部門【2件】
- 保健所【2件】

問7-3 改正健康増進法による受動喫煙対策を保健所で担当することに関する考え (回答番号6：その他)

- 業務量は未定であるが、担当課の職員「増員」以前に「欠員補充」が必要。
- 相談、助言等には対応できるが、全店舗立ち入り等に対応できる人員は確保されていない。
- 相当の業務量であり、コールセンターや普及啓発のための巡回業務について業務委託している。
- 現状の職員数で回る程度に業務量を調整すればよいとは思っていないが、そうせざるを得ない。
- 現状の職員数で、必要な業務を優先し実施。
- 業務量は現状の職員数で対応可能だが、技術的基準に適合しているか否かの確認は困難。
- 業務量としては問題ないが、法律で明文化されていない部分において、QA等でも触れられていない点があり、実際に現場で指導や立ち入りを行う際の対応に苦慮している。

- 業務量は多くないが、個別性が高く対応に苦慮している。
- 現在は対応可能だが、今後通報、相談業務が増大した場合は、常勤職員等の増員が必要となる。
- 現状では非常勤職員が配置され対応可能だが、今後法の周知が進み、相談や苦情が増えたときに対応できるかが不安。
- 現時点では人員は不足していないが、今後相談や苦情がどれくらい増えるのかわからない。
- 新型コロナウイルスの影響で通報等が少なく、現在の職員数で対応可能となっている。
- 新型コロナウイルスの影響もあり、苦情の件数は少ない。
- 予想していたほどには業務量は増えておらず、現在の人員で対応できている。
- すべて本庁が受けているため、保健所の仕事量はそれほど増えていない。
- ほとんどの業務が本庁対応となっているため、現状の職員数で対応可能。
- 県庁で窓口を一元化しているため、現在の職員数、業務量に問題はない。
- 本庁部門が担当している。
- 業務の一部を外部委託している。【この意見のみ2件あり】
- 県民からの苦情及び現地確認等の対応については警備会社等に委託しており、現在のところ職員の充足は検討していない。
- 現職員が優秀なので対応可能。
- 新型コロナウイルスの影響か、相談件数が想定より少なく、現段階では適正な人員について判断は困難である。
- 新型コロナウイルスの影響もあり現段階ではわからない。
- 通報件数が今後の人員配置の算定に大きくかわり、現状ではまだ判断できない。
- 健康増進法なので保健部門が担当することになり、保健部門に係を新設している。
- 保健所の所掌事務にない。
- 啓発以外は県庁が一括して担当している。
- 実施部署は県健康増進課受動喫煙対策班となっている。
- 保健師のみで担当しているが、監視・助言業務もあるため、事務職の担当を置くことが望ましいと考えている。
- 各保健所でなく、県で施設等に対する監視チームの体制を構築することが望ましい。
- 本業務は保健部門ではなく、保健所総務部門または衛生部門が担うべきであると考えられる。
- 機構改革で担当部署が変わったため調整が必要。
- 本庁担当課と連携をとって対策を考える。
- 現在の中途半端な改正法を再改正するまで、監視指導に力を入れることはあまり意味がない。
- 今年度は新型コロナウイルス対応のため、活動しがたい。

問7-4 新型コロナウイルス対応のために中止あるいは縮小された事業

(回答番号1:ある)

- 世界禁煙デー、禁煙週間関連のイベント【18件】
- 各種イベント、啓発キャンペーン【25件】
- 講演会、研修会、説明会等【36件】
- 広報、周知活動【2件】
- 事業者向けの説明会、講習会【13件】
- 飲食店向けの講習会、食品衛生責任者講習会等【20件】
- 各種委員会、会議等（中止あるいは書面開催への変更）【7件】
- 学校への出前講座、喫煙防止教室【6件】
- 飲食店、事業所等への個別訪問【9件】
- 飲食店の店頭標識確認作業【2件】
- 食品衛生協会の講習会での調査票の確認（延期）【1件】
- 飲食店に関する受動喫煙対策調査【1件】
- アドバイザーの現地派遣【1件】
- 標識の配布【1件】
- 飲食店禁煙化工事補助金事業【1件】
- 禁煙飲食店届出制度【1件】
- 禁煙支援事業の開始【1件】
- 禁煙週間に伴う国への報告【1件】
- 第一種施設へのアンケート調査【1件】
- 医療監視時の医療機関（特に精神科病院）での受動喫煙対策状況の把握、指導【1件】
- 医療監視での立入検査【1件】
- 診療所の受動喫煙対策の実態把握【1件】
- 施設立ち入りの際に予定していた現地確認【1件】
- 食育の日キャンペーン【1件】
- すべての事業【1件】
- 年度前半の啓発事業（延期）【1件】

V. アンケート調査票

2020年度地域保健総合推進事業

保健所における喫煙対策の現状と課題

<本調査の目的>

改正健康増進法が本年4月1日から完全施行され、飲食店など第二種施設でも受動喫煙対策が義務化されました。

昨年度の本アンケート調査で、全国の保健所における取り組みについてお伺いしたところ、飲食店に対する指導及び助言・勧告や、喫煙専用室設置の届け出受理、市民からの苦情・通報受付窓口等の担当部門は、保健所内の「保健部門」が最多でしたが、「未定」という回答もそれぞれ3割前後ありました。また、飲食店に対する法令順守の確認方法が未定の保健所も6割近くにのぼりました。

今回の調査では、改正健康増進法施行後の保健所の取り組み状況を把握し、その結果を全国の保健所へ還元して今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思えます。

また、全国保健所長会から昨年「喫煙対策の推進に関する行動宣言2019」が出されたことから、ここに盛り込まれた数値目標の達成度合いについても調査したいと考えます。

<回答にあたってのお願い>

●回答については、保健所に関する問については保健所として、保健所長に関する問については保健所長としてお答えください。

●原則として**2020年7月1日現在**の状況についてお答えください。

●回答締切日：**2020年7月22日（水）**

<input type="checkbox"/>	単数回答、当てはまる選択肢の番号を1つ選んで記入あるいはプルダウン
<input type="checkbox"/>	複数回答、当てはまる選択肢に○あるいはプルダウン
<input type="checkbox"/>	数字を記入
<input type="checkbox"/>	文字を記入

<問い合わせ先>

静岡市保健所 所長 加治正行

TEL 054-249-3170 FAX 054-249-3153 E-mail kaji_ce@city.shizuoka.lg.jp

<回答は以下に添付ファイルで送信してください>

(株) コモン計画研究所 (東京都杉並区成田東5-35-15 2階)

kaji2020@comon.jp ファイルを左記に添付ファイルにて送信してください

●ご回答日付 2020年 月 日

問1 保健所についてお教えてください。

1 保健所名

2 所在地（都道府県）

3 設置主体

1 都道府県 2 政令指定都市
3 保健所政令市、中核市 4 特別区

4 管内人口 ※単位は千人です 千人

問2 保健所長についてお教えてください。

1 性別

1. 男性 2. 女性

2 年齢

1. 20代 2. 30代 3. 40代
4. 50代 5. 60代以上

3 喫煙歴

1. 以前から喫煙していない 2. 1年以上前に禁煙した
3. この1年以内に禁煙した 4. 喫煙している

問3 貴保健所の施設の状況を教えてください。

1. 保健所単独の施設
2. 他の部署との複合施設 →部署名
3. その他 →具体的に

問4-1 貴保健所の喫煙環境を教えてください（他の部署との複合施設も含む）。

- 1. 2019年6月以前から敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない
- 2. 2019年7月以後に特定屋外喫煙場所を廃止した
- 3. 2019年6月以前から特定屋外喫煙場所を設置している
- 4. 2019年7月以後に特定屋外喫煙場所を設置した
- 5. その他 →具体的に

問4-2（問4-1の回答が1または2の場合）

保健所職員等が保健所の敷地外で喫煙して周辺住民から苦情が出るのが考えられます。そのような状況に対して、保健所の敷地外周辺の喫煙対策を行っていますか。

- 1. 行っている →具体的に
- 2. 行っていない

問4-3（問4-1の回答が3または4の場合）

1 箇所数と設置場所をお教えてください。

箇所数 箇所
設置場所

2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかった要因と貴職が考える事項に○をしてください。（複数回答可）

- 1. 建物・敷地を共有している他部署の協力が得られないため
- 2. 上司の理解が得られないため
- 3. 職員の理解が得られないため
- 4. 利用者の理解が得られないため
- 5. 敷地外での喫煙に対して住民等からの苦情が予想されるため
- 6. 施設管理は他部署が管轄しているため
- 7. その他 →具体的に

問5-1 貴保健所において、2019年度に一度でも実施したことがある（継続実施中のものを含む）喫煙対策関連事業がありましたら、該当するものに○をしてください。

①学校での喫煙防止対策（複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 学校での講義・啓発イベント | <input type="checkbox"/> |
| 2. 学校での啓発媒体の配布 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 学校教員等への働きかけ(情報提供、助言など) | <input type="checkbox"/> |
| 4. 児童・生徒・学生を対象とした調査 | <input type="checkbox"/> |
| 5. その他 →具体的に <input type="text"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6. 2019年度には上記のいずれも実施していない | <input type="checkbox"/> |

②受動喫煙対策の状況把握(調査、確認等)（複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 医療機関（医療監視の時に受動喫煙対策の状況を確認） | <input type="checkbox"/> |
| 2. 医療機関以外の第一種施設 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 飲食店 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 飲食店以外の第二種施設 | <input type="checkbox"/> |
| 5. その他 →具体的に <input type="text"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6. 2019年度には上記のいずれも実施していない | <input type="checkbox"/> |

③受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）（複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 医療機関への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 医療機関以外の第一種施設への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 3. 飲食店への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 飲食店以外の第二種施設への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 家庭への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 職域（企業、商工会議所など）への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 7. 健康づくり関係団体(食生活改善推進協議会等)への働きかけ | <input type="checkbox"/> |
| 8. その他 →具体的に <input type="text"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9. 2019年度には上記のいずれも実施していない | <input type="checkbox"/> |

④禁煙サポートの推進（複数回答可）

1. 禁煙治療医療機関の紹介、情報提供
2. 一般市民への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など
3. 妊産婦や家族への禁煙支援
4. 職域への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など
5. 禁煙サポート薬局の紹介、情報提供
6. 歯科医師会との連携など、口腔ケアの観点からの取り組み
7. 禁煙支援の推進に関する調査
8. その他 →具体的に
9. 2019年度には上記のいずれも実施していない

⑤貴保健所内の喫煙対策（複数回答可）

1. 保健所職員（福祉事務所等が一体となっている場合はその職員も含む）の喫煙を把握・調査した
2. 保健所職員が非喫煙者になるよう働きかけを行った
3. 所内で喫煙と健康に関する研修会を開催した
4. 喫煙対策に関する外部研修を職員に受けさせた
5. 喫煙対策に関する調査・活動結果等に関して職員が学会等で発表した
6. その他 →具体的に
7. 2019年度には上記のいずれも実施していない

1と回答した場合 ←

職員の喫煙率は

男性	<input type="text"/>	%
女性	<input type="text"/>	%
全体	<input type="text"/>	% ※男女別が不明な場合は全体でもかまいません。

問5-2 貴保健所において改正健康増進法（受動喫煙対策）に関する周知を行う中で、禁煙推進を目的とした啓発等を併せて実施されましたか。

1. 行った
2. 今後行う予定である
3. 行っていない・行う予定もない

--

1あるいは2と回答した場合 ←

対象者は

具体的内容は

問6-1 改正健康増進法によって、2020年4月1日から飲食店での受動喫煙対策が義務化されましたが、本法律施行に関連しての保健所から飲食店への説明等についてはどのようにされていますか。（複数回答可）

1. 営業許可申請、更新手続き等の際の情報提供	<input type="checkbox"/>
2. チラシ、広報誌等での情報提供	<input type="checkbox"/>
3. ホームページ、インターネットでの情報提供	<input type="checkbox"/>
4. 食品衛生協会等の団体を通じての情報提供	<input type="checkbox"/>
5. 飲食店の入口に示す「喫煙専用室あり」「禁煙」等の標識の配布	<input type="checkbox"/>
6. その他 →具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
7. 当保健所では実施していない	<input type="checkbox"/>

問6-2 貴保健所では、2020年4月1日施行の飲食店に対する以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をつけてください。

①指導及び助言・勧告、命令、立入検査等（複数回答可）

1. 企画・総務部門	<input type="checkbox"/>
2. 保健部門	<input type="checkbox"/>
3. 食品衛生部門	<input type="checkbox"/>
4. 環境衛生部門	<input type="checkbox"/>
5. 薬事部門	<input type="checkbox"/>
6. その他 →具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
7. 当保健所では実施していない →実施部署は <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

②喫煙可能室設置に関する届け出受理（複数回答可）

1. 企画・総務部門	<input type="checkbox"/>
2. 保健部門	<input type="checkbox"/>
3. 食品衛生部門	<input type="checkbox"/>
4. 環境衛生部門	<input type="checkbox"/>
5. 薬事部門	<input type="checkbox"/>
6. その他 →具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
7. 当保健所では実施していない →実施部署は <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

③市民などからの飲食店等の法令順守状況に関する苦情・通報の受付窓口（複数回答可）

1. 企画・総務部門		
2. 保健部門		
3. 食品衛生部門		
4. 環境衛生部門		
5. 薬事部門		
6. その他 →具体的に		
7. 当保健所では実施していない →実施部署は		

問6-3 貴保健所管内において、改正健康増進法に係る以下の届け出や相談、現場確認等について、2020年6月末までに何件程度対応されましたか。

①飲食店からの喫煙可能室設置に関する届け出	約	<input type="text"/>	件
②市民等からの飲食店の法令順守状況に関する苦情・相談等	約	<input type="text"/>	件
③喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かについての現場での確認	約	<input type="text"/>	件

問6-4 喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かを確認するための測定機器に関してお尋ねします。貴保健所あるいは担当部署に以下の機器はありますか。

①風速計

1. 既に備えている（近隣施設や他部署との共有でも可）	<input type="text"/>
2. まだ備えていないが購入予定である	
3. まだ備えておらず購入予定もない	

②粉じん計

1. 既に備えている（近隣施設や他部署との共有でも可）	<input type="text"/>
2. まだ備えていないが購入予定である	
3. まだ備えておらず購入予定もない	

③VOC(揮発性有機化合物)モニター

- 1. 既に備えている (近隣施設や他部署との共有でも可)
- 2. まだ備えていないが購入予定である
- 3. まだ備えておらず購入予定もない

問6-5 喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているか否かの確認については、貴保健所(または担当部署)で既に可能になっていますか。

- 1. 既に可能である
- 2. まだ可能ではない

1と回答した場合、保健所内の担当部門は(複数回答可)

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他 →具体的に
- 7. 当保健所では実施していない →実施部署は

2と回答した場合、
今後の予定・計画は

問6-6 上記の技術的基準に関する確認方法については、厚生労働省がホームページ上で動画を用いて解説しています。

「脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#booth>

これを担当職員の方が(お一人でも)ご覧になったことがありますか。

- 1. 見た職員がいる
- 2. 誰も見たことがない
- 3. わからない

問6-7 貴保健所管内において、2019年12月末時点で食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店（喫茶店を含む）の数はいくつですか。

	店舗
--	----

問6-8 貴保健所では、2020年4月1日施行の第二種施設（飲食店以外）に対する「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をつけてください。（複数回答可）

1. 企画・総務部門		
2. 保健部門		
3. 食品衛生部門		
4. 環境衛生部門		
5. 薬事部門		
6. その他 →具体的に		
7. 当保健所では実施していない →実施部署は		

問6-9 受動喫煙対策のための2020年度またはそれ以降の人員確保についてお尋ねします。貴保健所の職員は増員されましたか。（受動喫煙対策のための増員に限ってお尋ねしています。新型コロナウイルス対策等に係る増員については除外してください。）

1. 既に増員した		
2. 増員する計画がある		
3. 増員の予定はない		
4. 未定		

1. 2と回答した場合の実人数

正規職員		名
非常勤職員		名

※いない場合は「0」を入れてください。

問7-1 貴保健所では、管内の特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認について、どのように実施されていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. すべての特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する		
2. 保健所で選定した一部の特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する		
3. 市民等から苦情・相談があった特定屋外喫煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する		
4. その他 →具体的に		
5. 当保健所では実施していない →実施部署は		

問7-2 2020年4月以降の貴保健所管内の飲食店・喫茶店の法令順守状況の確認をどのように実施されていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1. 原則として全対象店舗を1年に1回立ち入り検査する | <input type="checkbox"/> |
| 2. 原則として3年程度かけて全店舗を立ち入り検査する | <input type="checkbox"/> |
| 3. 保健所で対象店舗をしぼって立ち入り検査する | <input type="checkbox"/> |
| 4. 市民等から苦情・相談があった店舗に立ち入り検査に行く | <input type="checkbox"/> |
| 5. 食品衛生法による更新手続きの際に確認する | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他 →具体的に | <input type="checkbox"/> |
| 7. 当保健所では実施していない →実施部署は | <input type="checkbox"/> |

問7-3 貴保健所で改正健康増進法による受動喫煙対策を担当することに関して、以下の中から貴職のお考えに最も近いものを1つお選びください。

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 相当の業務量であり、監視・助言という業務もあることから、常勤職員の増員が必要である | <input type="checkbox"/> |
| 2. 相当の業務量であるが、経時的には業務量が変化することから、非常勤職員の増員が必要である | <input type="checkbox"/> |
| 3. 現状の職員数で回る程度に業務量を調整すればよい | <input type="checkbox"/> |
| 4. 既に職員が増員され、増えた業務量に対応可能となっている | <input type="checkbox"/> |
| 5. 現段階ではわからない | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他 →具体的に | <input type="checkbox"/> |

問7-4 改正健康増進法の完全施行に関連して予定されていた事業等の中で、新型コロナウイルス対応のために中止あるいは縮小された事業等がありますか。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1. ある →具体的に | <input type="checkbox"/> |
| 2. ない | <input type="checkbox"/> |

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答後は、お手数ですが、(株) コモン計画研究所宛のメールに添付し、送付して下さい。

kaji2020@comon.jp

2020年度地域保健総合推進事業

「保健所における喫煙対策の現状と課題 ～改正健康増進法への対応～」
報告書

分担事業者 加治 正行（静岡市保健所）
〒420-0846 静岡市葵区城東町2-4-1
TEL 054-249-3170
FAX 054-249-3153

協力事業者 揚松 龍治（鹿児島県川薩保健所）
児玉 佳奈（高知県幡多福祉保健所）
鈴木 仁一（相模原市保健所）
田中 英夫（大阪府藤井寺保健所）
松岡 太郎（豊中市保健所）

助言者 藤下真奈美（厚生労働省健康局健康課）
守川 義信（厚生労働省健康局健康課）

発行日 2021年3月

